

# 商工文教委員会会議記録

商工文教委員会委員長 高橋 但馬

## 1 日時

平成 27 年 12 月 9 日（水曜日）

午前 10 時 1 分開会、午後 5 時 31 分散会

（うち休憩 午前11時38分～午前11時39分、午前11時46分～午後 1 時 3 分、  
午後 1 時30分～午後 1 時35分、午後 2 時58分～午後 3 時17分、  
午後 5 時26分～午後 5 時30分）

## 2 場所

第 3 委員会室

## 3 出席委員

高橋但馬委員長、ハクセル美穂子副委員長、名須川晋委員、千葉進委員、千葉伝委員、  
樋下正信委員、工藤誠委員、斉藤信委員、小西和子委員

## 4 欠席委員

なし

## 5 事務局職員

田内担当書記、熊谷担当書記、岩淵併任書記、吉田併任書記

## 6 説明のために出席した者

### （1）商工労働観光部

菅原商工労働観光部長、菊池副部長兼商工企画室長、高橋雇用対策・労働室長、  
鈴木商工企画室企画課長、高橋経営支援課総括課長、  
高橋ものづくり自動車産業振興課総括課長、瀬川自動車産業振興課長、  
押切産業経済交流課総括課長、平井観光課総括課長、  
飛鳥川企業立地推進課総括課長、高橋特命参事兼雇用対策課長、工藤労働課長

### （2）教育委員会

高橋教育長、川上教育次長兼学校教育室長、田村教育次長兼教育企画室長、  
菊池教育企画室特命参事兼企画課長、滝山予算財務課長、宮澤学校施設課長、  
石田学校企画課長、小野寺首席指導主事兼学力・復興教育課長、  
藤岡首席指導主事兼義務教育課長、岩井首席指導主事兼高校教育課長、  
木村高校改革課長、民部田首席指導主事兼特別支援教育課長、  
大林首席指導主事兼生徒指導課長、松下生涯学習文化課総括課長、斎藤文化財課長、  
八木首席指導主事兼スポーツ健康課総括課長、今野教職員課総括課長  
佐藤首席経営指導主事兼小中学校人事課長、山形特命参事兼県立学校人事課長

(3) 総務部

佐藤副部長兼総務室長、藤澤総務室管理課長、佐藤法務学事課総括課長、  
千葉私学・情報公開課長

7 一般傍聴者

2名

8 会議に付した事件

(1) 商工労働観光部関係審査

(議 案)

ア 議案第1号 平成27年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

イ 議案第24号 岩手県勤労身体障がい者体育館の指定管理者を指定すること  
に関し議決を求めることについて

ウ 議案第10号 特定区域における産業の活性化に関する条例の一部を改正す  
る条例

エ 議案第12号 勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
条例の整備に関する条例

オ 議案第18号 財産の出資に関し議決を求めることについて

カ 議案第28号 地方独立行政法人岩手県工業技術センター定款の一部の変更  
に関し議決を求めることについて

キ 議案第29号 地方独立行政法人岩手県工業技術センターに係る中期目標を  
定めることに関し議決を求めることについて

(2) 教育委員会関係審査

(議 案)

ア 議案第1号 平成27年度岩手県一般会計補正予算(第3号)

イ 議案第25号 岩手県立図書館(維持管理業務)の指定管理者を指定すること  
に関し議決を求めることについて

ウ 議案第26号 岩手県立図書館(運営業務)の指定管理者を指定することに関  
し議決を求めることについて

(3) 総務部関係審査

(請願陳情)

ア 受理番号第7号 私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子  
どもたちにゆきとどいた教育を求める請願

イ 受理番号第8号 私学助成の充実強化等に関する請願

(4) その他

次回の委員会運営について

9 議事の内容

○高橋但馬委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。これより本日の会議

を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第1号平成27年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第3条第3表債務負担行為補正中、1追加中3及び議案第24号岩手県勤労身体障がい者体育館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上2件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○工藤労働課長 議案第1号平成27年度岩手県一般会計補正予算（第3号）第3条第3表債務負担行為補正中、1追加中3及び議案第24号岩手県勤労身体障がい者体育館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて説明します。議案（その1）の6ページをお開き願います。

第3表債務負担行為補正のうち当部関係のものは、事項欄3の指定管理者による勤労身体障がい者体育館管理運営業務であり、これは業務が翌年度以降にわたることから、期間を平成27年度から平成32年度まで、及び限度額を1億900万円として債務を負担しようとするものです。

次に、議案（その2）の29ページをお開き願います。議案第24号岩手県勤労身体障がい者体育館の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてですが、便宜、お手元に配付しております資料、岩手県勤労身体障がい者体育館の指定管理者を指定することに関する議案についてにより説明いたします。

初めに、議案提出の趣旨ですが、岩手県勤労身体障がい者体育館は、平成18年度から指定管理者による管理を行ってきましたが、指定管理者による管理によって利用者ニーズに応じたサービスの提供や財政面での効率などが図られたことから、平成28年度以降についても指定管理者による管理を継続しようとするものです。

また、2の指定管理者候補者の選定の経緯については、外部委員4名で構成する岩手県勤労身体障がい者体育館指定管理者選定委員会を設置して、指定管理者の公募を行い、申請のあった提案を審査の上、指定管理者候補者を選定したものです。今回の募集では、現在の指定管理者である公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団1団体から申請があったものです。

選定の方法については、書類による第1次審査、プレゼンテーションによる第2次審査を行い、一つ目には県民の平等な利用の確保、二つ目には効果的、効率的な管理計画、三つ目には管理を適正かつ確実に実施する能力、こういった観点から採点基準に基づき各委員が採点して、その結果、公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団が指定管理者の候補者として選定されたものです。

なお、資料の2ページ目、3の（3）にあるとおり、指定期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としております。

指定の理由ですが、公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団は、施設の管理運営業務を円滑に実施できる能力を有しており、施設目的も十分理解し、利用率の向上に向けて具体

的な方策を提案しているということが評価されたものです。

以上で説明を終わります。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○樋下正信委員 岩手県勤労身体障がい者体育館は建築してから何年ぐらい経過しているのか。今そういう体育施設が建物自体も含めて年数がたってきておりまして、いろいろ問題なども発生しておりますが、点検等はどういう形で行われているのかお聞きしたいと思います。

○工藤労働課長 岩手県勤労身体障がい者体育館は昭和 52 年に建築されており、全体的に老朽化が進んでいることから、その安全対策として指定管理者において毎日開館前、閉館後の安全点検を行うとともに、専門業者による保守点検などを定期的に行っており、計画的に修繕するなど安全管理に努めているところです。

それから、施設の老朽化が進んでいることから、耐震診断を予定しておりますが、ほかの施設もそうですけれども、入札不調でなかなか実施できない状況にあります。県としては早急に実施していきたいと考えております。

○樋下正信委員 いずれ障がい者の方々が利用する施設ですので、健常者とは若干違う部分もあると思いますので、バリアフリー関係はそれなりに対応していただいていると思いますが、何か起きたとき起きないようにしなければなりませんけれども、そういった対策をしっかりと講じていただきたいと思います。

○斉藤信委員 まず今期の指定管理の実績をお聞きしたい。利用者がどう推移したのか、ふえたのか減ったのか。その中で、これは障がい者の施設ですから、障がい者の利用、一般の利用はどうなっているのか。

二つ目は、具体的に改善されたサービスというのはどういうものがあるのか。

三つ目は、この資料を見ると、指定管理委託費はふえるように見えますけれども、増額した理由は何なのか、この3点お聞きしたい。

○工藤労働課長 まず第1点目、利用者の推移について、平成 24 年度から3年間の状況ですが、平成 24 年度は総利用者数 2 万人余、平成 25 年度は 2 万 1,000 人余、平成 26 年度は 2 万 5,000 人余となっております。うち障がい者の利用は平成 24 年度が 5,600 人余、平成 25 年度が 4,600 人余、平成 26 年度が 5,200 人余となっております。

これについて、長い推移で、例えば指定管理制度が導入される前と比較しますと、指定管理制度導入前は 2 万 2,000 人前後だったところ、現在も総数として 2 万 2,000 人程度ということで、横ばいになっております。一方で、平成 22 年度あたりに一旦減少しましたが、指定管理者の普及活動、利用促進活動により利用が伸びてきて、平成 26 年度は 2 万 5,000 人ほどに伸びたところです。

障がい者の利用については、若干減少している傾向にありまして、平成 25 年度には一旦 4,600 人余まで減ったところですが、一方で希望郷いわて大会での新しい種目の採用や、オープン競技での採用などもあり、そういったところに利用促進活動の一環として働きか

ける、あるいは新しい競技に関心を持たれる方がふえたというのもありまして、平成 26 年度には 5,200 人までふえている状況です。

ということで、全体として総数は一旦減りましたが、利用促進活動によって 2 万 5,000 人程度までふえている。それから、障がい者の利用についても、希望郷いわて大会の開催等を契機にしながら利用促進を図り、一定程度伸びているところです。

2 点目のサービスの改善ですが、指定管理の実施に伴って大きく 2 点ありまして、一つは自主事業の開催があります。指定管理制度導入前は自主事業はありませんでしたが、直近の例で、平成 25 年度はスポーツ振興事業団の自主事業が 7 事業、平成 26 年度は 8 事業、今年度は 9 事業を実施しており、自主事業を行いながら利用の促進を図っております。

二つ目として、開館時間の延長があります。体育館の条例施行規則では、開館時間といいますが、閉める時間を午後 8 時までにしておりますが、平成 22 年 5 月から、指定管理者の対応で臨時的に、臨時的にといながら毎日ですけれども、午後 9 時まで延長する取り組みをしております。実際、ほとんど毎日のように 9 時まで利用されているところです。

それから、債務負担行為額が積算で増額している理由ですが、主に消費税額の増を織り込んだものです。

**○斉藤信委員** 利用者は横ばい、障がい者の利用は落ち込んだけれども、盛り返しているということですね。障がい者施設ですから、障がい者の方がもっと利用できるようにしていただきたいということです。

それと、委託費は、私がいただいた資料では 1,838 万円、1,964 万円、1,955 万円と推移して、今度の計画では 2,100 万円、2,200 万円、大体 2,200 万円ぐらいですね。この増額はほとんど丸々消費税分ですか。それ以上はふやしていない。

**○工藤労働課長** 指定管理料の増額については、消費税分の増額が主たる理由です。

**○斉藤信委員** こういうところで消費税が負担になっているということは本当に許されがたいし、これを 10%に増税するということは障がい者の活動を阻害するものだということは一言言っておきます。

それで、きのうの質疑でも指定管理者制度の最大の問題は、そこで働く労働者の待遇、労働条件の悪化だということを指摘いたしました。岩手県勤労身体障がい者体育館の正規職員、非正規職員の状況、賃金水準をどう把握していますか。

**○工藤労働課長** 指定管理者における職員の賃金状況については、総務部から指定管理者の労働条件、労働状況等を実地調査等で把握するように通知が出ておりますし、県が締結する契約に関する条例の趣旨等も踏まえて、指定管理者の所管部課で実地調査など実施しているところです。

そして、スポーツ振興事業団の賃金水準についても把握しておりますが、具体的な数字は差し支えがありますので、平均的な額について、正規職員については、平成 27 年度で年間 360 万円ほど、それから非正規といいましても有期採用職員ということで、1 年更新の職員ですが、平均 210 万円ほどになっております。

○**斉藤信委員** 答弁漏れがあるのだけれども、私は正規、非正規の内訳も聞いたのですけれども、私が調べたのを言います。正規は2名、有期採用が2名と、総務部からこういうふうに報告をいただきました。

それで、正規は360万円、非正規は210万円だと言うけれども、正規、非正規を合わせて4名でしょう。平成28年度の人件費は1,164万円ですよ。計算が合わないというか、これは消費税込みですよ。そして、きょうの資料で、正規職員は館長、主査、スポーツ指導員、スポーツスタッフとなっていますけれども、パート、臨時、その他はないのですね。正規職員は2名だと報告されているのに、事業報告書は何でこうなっているのですか。

○**工藤労働課長** スポーツ振興事業団から提出されている管理計画書、収支計画書において、正規職員、非正規職員の区別といいますか、常勤職員、臨時職員の区別については、臨時職員はあくまでも1カ月とか、1週間とか一時的に任用した職員を計上しており、それ以外は、常勤職員として計上して書類が作成されております。

一方で、別途報告させていただいている正規職員、有期採用職員の区別では、スポーツ振興事業団の4人の職員のうち2人は期限の定めのない職員ですけれども、残りの2人は1年更新ということで期限の定めがあることから有期職員と記載しております。

有期職員についても、数週間とか1カ月、何カ月という一時的な臨時的職員ではなく、1年更新という意味での常勤職員ということで、理解しにくい表現になっておりますけれども、そういう分類でそれぞれ表記しているということです。

○**斉藤信委員** 44ページ、歳出の資料です。ここには人件費の額の推移を書いて、正規職員と書いているわけですが、館長、主査、スポーツ指導員、スポーツスタッフ、全部正規職員と書いているのです。有期雇用は正規職員と言わないのですよ。これは初歩的なミスではないですか。大体商工労働観光部が管轄するところで、こんな曖昧な表現をしていたらだめなのではないですか。

○**工藤労働課長** 委員の御指摘はもっともなところと認識しておりまして、私どもこの書類を提出していただいて選定委員会に付議して審査して、いいですねという評価をいただいたところですが、その際にもこの正規職員について今のように明らかにしたところですが、ここには正規職員と書いているけれども、有期職員が入っていないのかということを確認したところ、先ほどのような2人は期限の定めのない職員、2人は期限の定めのある職員だけれども、この区分で言うパート、臨時職員ではないので、正規職員のところに記載したという説明を受け、そのように理解して審査をしたところですが、審査に当たっては内容をしっかりと踏まえて審査をし、あるいは選定委員会で審査をしていただいたところですが、

ただ、委員御指摘のところも踏まえて、今後の記載について研究したいと考えております。

○**斉藤信委員** 私が指摘したように、選定委員会でも議論になったというのだけれども、それで項目が変わらないというのはナンセンスです。大体正規、非正規というのは、大きな違いなのです。さっき聞いたように賃金だって違うのだよ。幾らと言いましたか、360

万円と210万円でしょう。210万円は、恐らくこれはフルタイムでしょう。200万円以下はワーキングプアと言われているので、210万円といたら、ほとんどワーキングプア並みですよ。それが2対2ですから、半分を占める。ほかの指定管理者はもっと非正規の比率が高いので、それと比べればスポーツ振興事業団は半分。ただ半分のそういう形で有期雇用、1年雇用で、賃金も210万円という、これでは生活も結婚もできませんよ。フルタイムで働いているなら、きちんとした労働条件を確保すべきだと。今答弁している労働課長は、公契約条例担当の課長ではないですか。公契約条例は、労働者の適正な賃金水準、労働環境を確保するというを目的、理念にしているのですよ。210万円が半分を占める、こういうことでいいのでしょうか。私は、フルタイムで働いているなら、例えば委託費の算定を見直すとか、県の事業でこういうワーキングプアをつくっていいのか、ふやしていいのかと思いますけれども、これは部長に聞きましょう。やっぱりこれは問題があるのではないですか。

○菅原商工労働観光部長 臨時、期間の定めのある1年間の方についてですが、その中で低いほうの賃金の考え方として、県の臨時職員の制度がございしますが、そちらの最高日額を基礎に算定したと聞いております。それが合理的かどうかは別としまして、その点は御理解いただきたいと思います。いずれ今回の候補者の選定に際しても、県が締結する契約に関する条例に掲げる従事者の適正な労働条件の確保という観点も審査いただいたところですので。今後も引き続き、関係部局の分もありますので、指定管理業務に従事する方々を含め、条例に基づいて労働者の適正な労働条件の確保、賃金面を含め向上に取り組んでまいります。

○斉藤信委員 商工労働観光部が今労働者の適正な労働条件、賃金水準の確保に取り組んでいるわけですから、商工労働観光部が先頭に立って、少なくとも県の事業でワーキングプアをつくらないようにしまいと。言われたように1年雇用なのです。極めて不安定なのです、そして賃金も低い。岩手県は、岩手で働く、正規社員をふやすということを県の総合戦略にしようとしているわけでしょう。ぜひ公契約条例の精神を生かして、一步でも二歩でもこれを改善していくということを強く求めたい。この条例には反対はしませんが、強い意見を述べて私の質疑を終わります。

○ハクセル美穂子委員 この指定管理団体に選定された団体の中で、職員の中に障がい者の方がどれくらいいらっしゃるのかお聞きします。

それから、指定管理に応募が1者しかない状況はなぜなのかという分析はされているのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○工藤労働課長 スポーツ振興事業団の中で、お配りしている計画書にありますように、こちらに従事されている職員は館長を含めて4人いますが、この中に障がい者はいないと認識しております。

それから、申請団体が少ない理由ですけれども、今回現地で、実際に体育館で説明会を行った上で応募を受けたところですが、その説明会にはスポーツ振興事業団を含めて2団

体に参加いただきましたけれども、実際の応募は1団体だったということです。

それから、勤労身体障がい者体育館の指定管理の公募は今回で3回目ですけれども、1回目、平成17年度に行われたときには、実は1回目の公募に応募者がなくて、2回目の公募にスポーツ振興事業団を含めて4団体から応募がありました。そのときにスポーツ振興事業団が選定されました。そして2回目、平成21年度には2団体から応募があり、今回は1団体になったところです。

その分析としては、スポーツ振興事業団による指定管理が長く続いて、それなりにノウハウとか実績を積んだり、あるいは評価も、利用者のアンケート調査から九十何%が満足されているということも背景にあると思われまます。障がい者体育施設という性質上、障がい者の体育指導についての専門知識とか経験があったほうがいいということで、実際にスポーツ振興事業団の館長ほかは、障がい者スポーツ指導員の資格を取得されています。

そういったところから、一般の施設管理と違って、ほかの団体が応募しにくい状況にあるのではないかと。実際に現地説明会に来た中には清掃業者もありましたので、そういう多様な団体が応募しにくい状況にあるのではないかと考えられますが、いずれ競争の確保も一方では必要ですので、何らかの工夫等をしていきたいと考えております。

**○ハクセル美穂子委員** 職員の中に障がい者の方が働いているのかとお聞きしたのは、この4人の中に障がい者の方はいらっしゃるかもしれないけれども、スポーツ振興事業団の中に障がい者で雇用されている方がいて、そういった方の利用ニーズというか、こういうふうにしたほうがいいよというような意見がフィードバックされているようであればいいなと思って質問しました。やはり障がい者の方々にたくさん利用していただくための施設ですので、管理する側のほうもそういった意見を入れながらという配慮もするべきではないかと思っております。それから、障がい者の方の雇用の場ということで、一人でもあればいいのかなというのも希望でございます。

それから、きのうの斉藤議員の質疑の中にもありましたが、指定管理になかなか応募がなく、1者しかないというのは、確かにそうだなと思いました。現地説明会もされているようですが、かなり分厚い計画を出さなければならないのであれば、初めての団体は、この要項が出されてから1カ月程度でつくるのもなかなか大変だろうなと考えました。それで団体のほうではいつごろ参考として要項が得られるのかお聞きしたいと思えます。1カ月前なのでしょうか。

**○工藤労働課長** まず、スケジュールですけれども、要項を策定して実際に公募を開始したのが今年9月18日で、1カ月は公募期間をとりたいことから10月19日まで公募をしております。その間10月1日に体育館での現地説明会を行いました。募集要項は公募を始めた9月18日から10月13日まで配付をしております。

それから、利用者といいますか、障がい者の方々の意向を酌み取るという点については、利用者の方々を含めた、特に利用者団体の方との運営協議会を開催したり、あるいは障がい者団体、障がい者の利用日以外に利用されている団体の意見を聞く会を設けるなどしな



がら、障がい者あるいは生涯スポーツをされる方々の意見も取り入れており、その結果もあってか、アンケート調査では結構満足度も高いということもありますので、そういった取り組みはぜひ続けていきたいと思えます。

○**ハクセル美穂子委員** 利用者団体の方々と話をして、そういう形でフィードバックをされているということがわかったので、その点は続けていただきたいと思えます。障がい者スポーツのための資格がないというのであれば、これからも1者しかないのではないかなと感じますが、10月1日に行われた現地説明会に来られた団体に、どうすれば基準までいくのかとか、そういったアドバイスのものはされるものなのかを最後にお聞きします。団体が考えてくださいという感じですか。

○**工藤労働課長** 現地説明会は施設の概要とか、こういうことをやっていますよ、こういう管理運営をすることになりますという応募要項の説明を中心に行います。その一環として書類はこういう様式ですとか、そういうところまではお話をしているところです。

○**工藤誠委員** 平成17年度から指定管理になったということですが、今回指定期間が5年間ということで、ほかの指定管理を見ると3年間というのがありますけれども、5年間にしている根拠をお聞きしたいのと、勉強不足ですが、県の身体障がい者体育館は1カ所しかないのか確認したいと思えます。

○**工藤労働課長** まず、指定管理者の指定期間を5年としている理由は、県で公の施設に係る指定管理者制度導入のガイドラインを定めており、その中で指定期間はおおむね3年から5年程度とされています。勤労身体障がい者体育館については、施設の主たる利用者である身体障がい者に対応した人材育成の取り組みや、運営ノウハウの蓄積が必要であることから、3年から5年の中でも長い期間が必要であると考えていること、それから5年の期間を設定することによって、指定管理者側としても自主事業の企画とか、開館時間を延ばすといった柔軟な対応や、利用者の意見をお聞きするような取り組みがしやすいこと。それから他県の類似施設でも5年の指定期間を設定しているところが多いといったところから、この施設については平成18年度当初から5年にしており、今回も引き続き5年にしたいというものです。

二つ目、勤労身体障がい者体育館については、青山にある1施設のみです。

○**工藤誠委員** 指定管理者が決定された場合、多分協定書みたいなものを結ぶと思えますけれども、先ほど樋下委員からもお話がありましたが、昭和52年に建設されてから、かなり年数もたっており老朽化していると思えます。例えば大きな補修や改修工事については県が負担して、小さな改修等については指定管理者団体が負担するというような取り決めではないかと思えます。それでここ3年ぐらいの間に、どのような大きな改修工事等があったのか伺います。

○**工藤労働課長** まず、補修について、確かに協定の中で一定程度までは指定管理者で補修していただいて、大きい額の補修については指定管理者から県に協議の上行うことにしております。

内容としては、平成 26 年度で 850 万円、平成 25 年度で 810 万円ほどの修繕を行っておりまして、日頃から車椅子バスケットとかで床が傷んだりする関係で、その補修が多くなっております。

それから、先ほどの答弁を訂正させていただきたいのですが、この体育館の所在場所は青山ではなく盛岡市みたけ（後刻「盛岡市青山四丁目」と訂正）です。利用者協議会に青山町内会から出ておりましたので青山と言ってしまうましたが、訂正させていただきます。

○**工藤誠委員** そうすると、50 年近くたっておりますけれども、毎年のように 1,000 万円近い補修費等がかかるということです。当然老朽化が進めば新しい施設も考えなければならない時期に来ていると思いますけれども、その辺の認識についてお伺いしたいと思います。

○**工藤労働課長** この勤労身体障がい者体育館は、昭和 52 年建築ということで、老朽化が進んでいること、それから耐震診断を早急に行いたいということをお話ししたところですが、耐震診断の結果を踏まえて、今後のあり方や改修等について検討していきたいと考えております。

○**工藤誠委員** 最後ですが、耐震診断については利用者の安全面を考えれば早急に取り組まなければならないと思います。昭和 56 年以前に建てられたものは、そういう義務があるはずですので、早急にやっていただきたいと思います。

○**高橋但馬委員長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋但馬委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋但馬委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋但馬委員長** 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 10 号特定区域における産業の活性化に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**飛鳥川企業立地推進課総括課長** 議案第 10 号特定区域における産業の活性化に関する条例の一部を改正する条例案の概要について説明いたします。議案（その 2）の 12 ページをお開き願います。なお、説明は便宜、お手元にお配りしております条例案の概要資料に基づき説明いたします。

1 の改正の趣旨ですが、県が指定する特定区域において域外からの企業誘致による本県

ものづくり産業のさらなる振興を図るため、県税の課税免除及び不均一課税の適用対象となる特例対象設備の新設または増設の期限を延長しようとするものです。

次に、2の条例案の内容ですが、特定区域における産業の活性化に関する条例の中で、県税の課税免除及び不均一課税の適用対象となる特例対象設備の新設または増設の期限が平成28年3月31日と定められていることから、今回の改正により、この期限を平成33年3月31日まで5年間延長しようとするものです。

次に、3の施行期日ですが、平成28年4月1日から施行しようとするものです。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 これは賛成なのですが、この間の実績を示してくれますか。

○飛鳥川企業立地推進課総括課長 これまでの実績ですが、課税免除については条例が施行された平成18年4月から平成27年10月までの間で、工場の新設が101件、増設が71件で合計172件となっております。

大型補助については、平成18年度の北日本造船新工場建設が1件、平成20年度の同じく北日本造船の増設が1件、平成21年度に二戸市に進出した日本一フードの1件の3件の利用となっております。

また、大型融資については、平成22年度の大船渡市の阿部長商店の貸し付けが1件という実績です。

なお、これら172件による増加雇用者数は、新規雇用者数2,039人となっております。

○高橋但馬委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第12号勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○工藤労働課長 議案第12号勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案について説明いたします。議案(その2)の15ページをお開き願います。なお、説明は便宜、お手元にお配りしております資料、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案の概要により説明いた

します。

1の改正の趣旨ですが、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律により、職業能力開発促進法の一部が改正されたことに伴い、関係条例について整備をしようとするものです。

次に、2の条例案の内容ですが、勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律により職業能力開発促進法の一部が改正され、同法の第15条の6が第15条の7に改められたことから、同法第15条の6という文言を条文中に引用しております資料に記載の四つの条例について、条文の文言を整理しようとするものです。

次に、3の施行期日ですが、法律が10月1日から施行されていることから、条例の公布の日から施行しようとするものです。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第18号財産の出資に関し議決を求めることについて及び議案第28号地方独立行政法人岩手県工業技術センター一定款の一部の変更に関し議決を求めることについて、以上2件は関連がありますので一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菊池副部長兼商工企画室長 初めに、議案第18号財産の出資に関し議決を求めることについて説明いたします。議案(その2)の23ページをお開き願います。なお、説明は便宜、お手元にお配りしております議案の概要資料に基づいて説明いたします。

提案の趣旨ですが、地方独立行政法人岩手県工業技術センターに財産を出資するため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、出資する目的ですが、地方独立行政法人岩手県工業技術センターの業務の実施に必要な資本金とすることを目的とするものです。

次に、出資する財産ですが、地方独立行政法人岩手県工業技術センターの敷地として使用しております盛岡市北飯岡二丁目地内の土地です。2筆の合計で、面積が6万4,291.75平方メートル、価額は21億7,300万円です。

なお、今回出資しようとする土地は、平成18年に岩手県工業技術センターが地方独立行政法人化した際に土地区画整理事業の対象地となっており、地籍及び地番が確定しなかつ

たことから、法人設立時は建物のみを出資しております。土地については今般当該土地区画整理事業が終了しましたので、出資できることとなったものです。

次に、議案第 28 号地方独立行政法人岩手県工業技術センター定款の一部の変更に関し議決を求めることについて説明いたします。議案（その 2）33 ページをお開き願います。なお、説明は便宜、お手元にお配りしております議案の概要資料に基づき説明いたします。

提案の趣旨ですが、先ほどの議案第 18 号の財産の出資を受けて、地方独立行政法人岩手県工業技術センター定款の一部を変更するため、地方独立行政法人法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、定款変更の内容ですが、第 14 条中別表を別表第 1 及び別表第 2 に改めること。現在の別表を別表第 2 とし、附則の次に別表第 1 として出資する財産を加えるものです。

次に、出資する財産ですが、先ほどの議案第 18 号で提出している出資する財産と同じ地方独立行政法人岩手県工業技術センターの敷地として使用している盛岡市北飯岡二丁目地内の土地です。

施行年月日は、平成 28 年 4 月 1 日としております。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 29 号地方独立行政法人岩手県工業技術センターに係る中期目標を定めることに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○高橋ものづくり自動車産業振興課総括課長 議案第 29 号地方独立行政法人岩手県工業技術センターに係る中期目標を定めることに関し議決を求めることについて説明いたします。議案（その 2）の 34 ページをお開き願います。なお、便宜お手元にお配りしております資料に基づいて説明いたします。

提案の趣旨ですが、地方独立行政法人岩手県工業技術センターが達成すべき業務運営に関する中期目標を定めるに当たり、地方独立行政法人法第 25 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、第 3 期中期目標の概要ですが、中期目標の期間は平成 28 年 4 月 1 日から平成 33

年3月31日までの5年間です。

基本的な考え方として、県の産業振興施策と連動した技術支援の推進など三つの考え方に基づいて策定しております。

主な内容については、県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項として、震災復興への支援、戦略的な研究開発、新産業創出及び新分野への進出支援などについて定めております。

また、業務運営の改善及び効率化に関する事項として、組織運営の改善、コンプライアンスの強化及び社会貢献活動の実施などについて定めております。

さらに、その他業務運営に関する重要事項として、施設、設備の計画的な修繕、整備を行うことなどを定めております。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○名須川晋委員 この中期目標を策定するスキームと申しますか、どういう形でつくられているのかということと、地方独立行政法人評価委員会において審議され、適当である旨の意見を得たとのことですが、その中でどういう指摘がなされたのかお知らせください。

○高橋ものづくり自動車産業振興課総括課長 中期目標については、地方独立行政法人法で、設立団体の長が定めるとされています。この計画、目標を定めるに当たり、地方独立行政法人評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経ることになっておりますので、8月に評価委員会の意見をいただき、その後の意見等を踏まえて策定作業を進めてきたものです。

評価委員会の中では、これまでの実績について非常に高い評価を得ております。中でも震災復興関係でコミュニティセンターの取り組みが高い評価を得ていることもあり、今回の中期目標を定めるに当たって、地域産業の振興、沿岸地域の復興等については新規事業等のきめ細かな取り組みを期待するという御指摘や、昨今研究関係でコンプライアンスについての報道等がされている部分もありますので、そういう部分は盛り込む必要があるのではないかという意見をいただいたところです。

○名須川晋委員 策定に当たって、センターの職員が今のさまざまな課題とか、5年後、10年後にこうあるべきだということを予測しながら、この目標を定めているのでしょうか。この目標の策定は職員だけでやっているのか、外部の意見が取り入れられているのかお知らせいただければと思います。

○高橋ものづくり自動車産業振興課総括課長 中期目標の策定に当たって、外部の意見としては今申し上げた評価委員会の意見ですし、この中期目標を定めた後に工業技術センターでは中期計画を定めることになっております。中期目標に沿った中期計画を定めるに当たり、工業技術センター内で種々検討する中で、評価委員会の先生方からも意見をいただくこともあろうかと思いますが、基本的には県の中期目標を定めるに当たり、外部の意見として評価委員会の意見を踏まえて策定することになっております。あと、事務レベルで工業技術センターと具体的なやりとりをしているところです。

○**名須川晋委員** 一般的なパブリックコメントのような形ではないと思いますが、そうすると評価委員会には、産業界の代表者や研究機関、大学等で研究されている先生などさまざまな方々が入って、さまざまな観点から評価をいただいているということによろしいでしょうか。

○**高橋ものづくり自動車産業振興課総括課長** 評価委員会の委員ですけれども、大学の先生とか、財務面の観点から公認会計士とか、地域の部分でNPOの方とか、産業の部分として企業の社長などが入っております。また専門委員として国の産業技術総合研究所からも来ていただいております、多面的な意見をいただいております。

○**千葉伝委員** 工業技術センターは、日ごろから研究も含めてさまざまな分野で頑張っているところであり、大変評価しているところであります。最近、産業の中でも特に工業というと、自動車や機械を思い描くわけですけれども、そういうものにこだわらず、岩手県の抱えている産業振興という大きな観点から研究に取り組んでいると思っております。

その中でお聞きしたいのは、今回中期目標の基本的な考えとして、これまでの分野、新たな分野に取り組むと述べてあります。そして、(2)、(3)に主な内容が書いてあります。その中で気になったのは、震災からの本格復興として、工業技術に関係するものや、人口減少問題の対応、ILCの推進、いろんな復興の中身がありますが、この人口減少問題への対応について、工業技術センターでは具体的にどのような取り組みをしようとしているのかお聞きしたいと思います。

○**高橋ものづくり自動車産業振興課総括課長** 人口減少問題への対応は重要な県政課題だと認識しておりますけれども、工業技術センターにおいては、これらの問題に対して技術面から取り組んでいくという考えです。

具体的には、生産性の向上や付加価値の向上、新製品開拓等による付加価値の向上という形で企業の競争力の強化を図る観点から、人口減少の課題に対しての対応を研究していくという考えです。

○**千葉伝委員** いろんなものをどんどん作り出して、そのことが産業振興につながっていく。その結果として、人口減少に対応していくためのことも兼ねているということ。一見すると、どうやれば人口がふえるのか、あるいは人口減少をとどめるのか、そういったものに特化して何かをやるのかなと思ったならば、大きい観点から人口減少を捉えようという意味ですね。

そうすると、工業技術センターの中期目標の5年ですけれども、今一番の問題は、国も県もTPPへの対応をどのようにしていくのか。この中に工業技術センターがこれからやるべきものがいろいろと出てくるのではないかと。というのは、これまでも取り組んでいるとは思いますが、輸出の関係で、加工も含めて食産業とか農業分野と色々な部分でもっとタイアップすることで、輸出をもっとふやそうといったあたりへの対応もぜひ頑張りたいと思っておりますが、お考えはどうでしょうか。

○**高橋ものづくり自動車産業振興課総括課長** 輸出関連については、やはり国際的な規格

認証に対応した製品づくりということが非常に重要とっておりますし、先ほど御指摘のあった食産業関係での加工品等についても、地域の産物を生かした取り組みとして非常に重要とっております。例えば実際にヤマブドウ関係の取り組みなどもしておりますので、こういう地域資源を生かした形で、当然農業関係と連携した取り組みも重要と考えております。そういった関係機関とも連携を図りながら、農業関係の高度化みたいな形で貢献できるような取り組みを進めていきたいと思っております。

先ほどの、生産性の向上や付加価値の向上の取り組みのほかにも、産業人材の育成も工業技術センターの中では非常に重要な取り組みでして、高度技術人材を育成する中で、人口減少問題、労働力の減少等の対応についても取り組んでいきたいと考えております。

○千葉伝委員 いずれ本県の産業振興を図っていくという部分では、工業はもちろん、岩手県の農業をもっともっと元気にさせていくためには、分野ごとの研究センターの横も含めた連携をもっとやるべきだろうと思います。最後に、部長に意気込みをお聞きしたいと思います。

○菅原商工労働観光部長 TPP関連においては、いずれ競争力の高い産業をつくっていくということが大事だと思います。そういう観点から新技術あるいは高度技術を伸ばしていくということ、あるいは生産性、付加価値を高めていく、あるいは人材育成を進めるということが大事になってくると思います。

今回の中期目標を通じて工業技術センターに求めたいことは、復興関係では被災企業への新たな事業展開といったこともやってもらいたいと思っておりますし、自動車、半導体が本県のものづくりの中核を担っておりますが、県政課題に対応した技術テーマに重点的に取り組んで、それに続くような新たな中核産業の創出や、企業の生産性、付加価値の向上、地域産業の活力を高めることで、ふるさと振興という観点からも十分貢献できるセンターになることを期するところです。

○樋下正信委員 今のお話を聞いていまして、このTPPをきっかけに世界的に物流がすごくしやすくなる、そうなると思います。その中で、私がアメリカのラスベガスに行ったときに、日本食を食べに日本食堂に行ったのです。そうしたら、レジのところは何とシライシパンが置いてあったのです。私びっくり仰天しました。どういう流通で入ってきたのですかと聞きました。そうしたら、商社が冷凍して持ってきているというのです。ということは、いいもの、すぐれたものであれば、パン1個でも流通する、流通していたのです。そういう意味では、今千葉伝委員のお話を聞いていまして、工業技術センターが果たす役割というのはすごく大きいのではないかというふうに感じました。多分パン1個に限らずいろんなものが、飛行機の素材とか大きな力になって世界を駆け巡っているのではないかなと思っております。その辺のことについて、部長から御所見をお聞きしたいと思います。

○菅原商工労働観光部長 先ほど例として自動車、半導体といった、いわば最先端を行くような技術面を中心にお話ししましたが、工業技術センターのもともとの成り立ちを考え



ますと、醸造関係や食品関係の分野は強い面を持っておりますので、最先端ではない、ローテクではあるけれども、その中でできらりと光るものが出るような取り組みも、あわせて工業技術センターで取り組むようにしていきたいと思っております。

○**斉藤信委員** 独立行政法人岩手県工業技術センターの中期目標について、先ほどの説明の中で評価委員会から高い評価を受けたということでした。今の取り組みの実績を具体的に報告してください。

それと、今度の中期目標は、今の中期目標と何が違っているのか、違っていることがあれば、どういう意味で違っているのか示してください。

○**高橋ものづくり自動車産業振興課総括課長** まず、実績について、評価委員会の中では、震災復興の取り組みについて高い評価を得ているところです。具体的な内容としては、工業技術センターに復興支援推進本部を設置して、所内が一体となり、現場のニーズ把握と、被災地に寄り添った対応をとったということですし、被災企業の生産安定化のための工程改善や品質管理、商品開発、販路開拓などを支援しております。具体的には、沿岸12市町村の支援企業数については、平成26年度で180社、支援の延べ件数で790件の実績となっております。

また、商品力向上のために、沿岸4地域での現地相談会、商談会等の開催、あるいは首都圏での販路開拓支援としてテストマーケティング関係を支援してきております。

また、加工や試験とか機器貸し出しは原則有料ですけれども、被災地の企業については減免しております。

また、工業製品や加工食品等の放射能濃度測定も工業技術センターで実施しているということでした。

また、技術相談や加工試験、機器貸し出しなどを含めた基本的な技術支援サービスですけれども、平成26年度の実績は1万2,832件で、目標に比べて140%程度を達成したということです。これらの機器、支援サービスについては、企業の満足度も非常に高く、満足度は90%を超えているということでした。

また、研究開発の部分では、県政課題に関する研究として県から受託しているものが2件ありますし、3Dプリンター関係の技術人材育成、ヤマブドウワインの醸造試験といった研究等もしております。また、外部資金を活用した研究が15件、企業との共同研究が15件あります。また、将来的な技術シーズを研究するというところで、所内資金を活用する形での研究が26件実施されております。

次に、今回の中期目標と第2期中期目標の違いですけれども、まず復興支援の部分新たに追加したということです。これは、第2期中期目標策定後に震災があったこともあり、工業技術センターの中期計画では定めて、取り組み自体は実施しておりますけれども、今回中期目標として新たに追加したところです。

また、研究開発分野について、次世代自動車や加速器関連を含めた新科学技術によるイノベーション指針、これは県で策定しておりますけれども、そのイノベーション指針によ

る重点分野への取り組みについて明確化したということです。

また、企業の新たな事業展開の支援や共同研究等を含めた事業研究、将来を見据えた技術シーズの構成に向けた体系的な研究開発を推進するような形で、今回盛り込んでおります。

また、新産業創出及び新分野進出の支援を新設しておりますけれども、これはいわて県民計画第3次アクションプランなどに基づいた県の産業政策と連動した取り組みを明確にしたものですし、食産業や伝統産業の高度化や技術革新、情報化社会の進展に対応した県内企業の生産性の向上や付加価値の向上への取り組みを、この中で支援していきます。

また、県内企業のニーズはいろいろ多様ですので、1部署だけではなく組織横断的な取り組みを強化することとしておりますし、研究倫理関係についてはコンプライアンスの強化ということで明記をしております。

最後ですけれども、工業技術センターも20年以上経過しておりますので、施設、設備の計画的な修繕、整備について、新たに項目を設定したところです。

**○斉藤信委員** 件数等で目標を超えているとか、やっているとか、わかるのだけれども、今の話を聞いて県民はわからない。震災復興に限っていいから、もっと具体的にこういう取り組みや成果がありましたという、リアリズムで紹介してください。

私は、基本的にはもちろんいいと思うのだけれども、新産業創出、新分野のところで、食産業の位置づけを書いていますね。実は、岩手の製造業で自動車産業と争うのは食産業なのです、これは生産額でもそうです。労働者の数でいくと、圧倒的に食産業が多いのです。だから、岩手の産業といたら自動車産業もあるけれども、岩手の地場産業として本格的に雇用を守る産業として食産業、これは岩手の資源、産業と直接かかわるものですから、食産業との連携というのが大変重要なのではないかと思います、その点で何か議論があれば紹介してください。

それと、大変頑張っていると思いますけれども、決定的なのは研究者の体制なのだと思うのです。一時行政改革で、全分野で人がどんどん減らされてきたということがありました。今工業技術センターの研究者、人員の体制、これをふやす計画があるのかどうか、この推移も含めて示してください。

**○高橋ものづくり自動車産業振興課総括課長** 復興支援の部分ですけれども、先ほど180社と申し上げましたが、これらの巡回指導を継続的に実施しておりますし、被災地の食品加工業者に対しては、パッケージデザインも含めた商品開発の支援をしてきております。その中で、首都圏での食の発見プロジェクトなどの展示会、商談会に、工業技術センターの職員が一緒に行ってテストマーケティングなどをやっております。いずれ工業技術センターでは、復興支援について非常にきめの細かい、寄り添う形での取り組みをしてきておりました、企業からも非常に満足度の高い評価を得ていると聞いております。

また、食産業については、これまでお酒やこうじの関係、ヤマブドウ関係、みその種こうじの開発も実施しております、岩手オリジナルのものを使いながら商品開発を進めて

きておりますので、今後とも積極的に取り組んでいきたいと考えております。

職員体制ですけれども、平成 18 年度に独法化して以降定員の 63 名は維持されておりますし、研究員については約 50 名で推移しております。具体的な研究員数は平成 18 年度が 53 名でしたけれども、平成 27 年度は 50 名ですのでほぼ横ばいです。

[斉藤信委員「そういうのは横ばいと言わない」と呼ぶ]

○高橋ものづくり自動車産業振興課総括課長 (続) 平成 22 年度には 48 名まで減ったところですが、平成 27 年度は 50 名になっているところです。

また、研究者の確保、技術支援の人員確保については、独法化以後、プロジェクト研究に非常勤職員を張りつけるなど、独法化のメリットとして柔軟な人事配置を実施してきておりまして、平成 26 年度は 22 名の非常勤職員を配置しております。

○斉藤信委員 最後にしますけれども、人員体制は 50 人ということで、単純にいけばマイナス 3 なのですけれども、非常勤職員を使っているということですから。この間議員連盟で桑の話も聞きましたけれども、研究者というのは、商品開発をしてそれを産業化するまで支援するという事になったら、やっぱり数以上に大きな力を発揮するのだと思うのです。だから、岩手のものづくりでも食産業でもいろいろな分野で、岩手で働く、そういう雇用の場をこれから本当につくっていかうとしたら、思い切ってここに力を投入し、人的資源を投入していくという発想がないと、岩手の総合戦略は進まないのではないかと思います。そういう点で、大いに頑張っていますけれども、岩手の総合戦略を考えたら、もっと工業技術センター等に光を当てて取り組む必要があるということを指摘して終わります。

○ハクセル美穂子委員 要望に近いかもしれませんが、工業技術センターでいろいろやられていることを見まして、せっかく岩手県は農業と工業がある県なので、農業分野との連携の部分で、雇用就農をした場合に、今までは勘とか経験に頼ってきた農業の管理の部分、これをデータ収集するようなデバイスなんかできないものかと考えていまして、これは中央農業総合研究センターとかでやられている研究なのですが、そういう新技術というか、新産業創出及び新分野への進出支援の中で考えていただけたらと思いました。具体的には、圃場に刺して、そこから降水量とか気温とかのデータをコンピューターに送って、1 年分のデータを積算して、去年この圃場はこうだったというのを目で見られるようなシステムにしておけば、例えば大規模農業経営体に初めて雇用就農した人でも、去年はこういうふうな推移だから雨が降ったら種をまくよとか、そういうものに使えるような技術を岩手発でやってみるといのもいいのではないかなと思います。岩手県は農業者の方がたくさんいますので、需要も見込まれるのではないかと考えながら、もしよければそのような分野にも少し興味を持っていただけたらという要望です。

今までにそういうお願いというか、企業から支援してほしいといった話はあるのでしょうか。

○高橋ものづくり自動車産業振興課総括課長 まず、今回の中期目標の研究分野の中で、

イノベーション指針に基づく分野を記載しておりまして、このイノベーション指針の分野には農業の高度化という分野もありますので、当然工業技術センターとして取り組みを進めていくこととしています。具体的には、画像関係技術とセンサー技術を組み合わせた環境測定システムのような研究を、企業と共同で進めております。スマートフォンやタブレットを活用して、産業環境という形での測定等無線を使いながらデータ収集するという取り組みもしておりますので、農業などいろいろな部分で適用できる場所が出てくると思っています。いずれまだまだ実用化、商品化まではいっておりませんが、そういう取り組みも進めているということで御理解いただければと思います。

○高橋但馬委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって商工労働観光部関係の付託案件の審査を終わります。

休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋但馬委員長 再開いたします。

この際、執行部から岩手県中小企業振興基本計画の策定について発言を求められておりますので、これを許します。

○高橋経営支援課総括課長 岩手県中小企業振興基本計画の策定について説明いたします。お手元に配付しております県行政に関する基本的な計画の策定に係る報告についてという資料をごらん願います。

まず1、策定の経緯です。本年4月に施行された中小企業振興条例の第12条の規定に基づき、今般基本計画を策定するものです。

2の策定の趣旨及び3の基本計画等の案の概要です。中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、中小企業振興に関する計画を定めようとするものであり、長期的な目標及び施策の方向性等について定めようとするものです。

次に、4の策定のスケジュールですが、本計画の策定に当たり中小企業の経営者等で構成する委員会において計画素案について議論していただいているところです。

今後の主な予定ですが、11月24日から12月24日までパブリックコメントを実施しております。こうした意見等も踏まえて内容を修正、整理した上で2月県議会定例会に計画案を提案し、御審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、現時点の計画素案の概要について説明いたします。資料の2枚目をごらんください。5の計画の構成ですが、計画の基本的な考え方、本県の中小企業・小規模企業者の現状、目指す姿及び推進する施策、計画推進に向けての四つの章により構成しております。

第1章、計画の基本的な考え方では、計画の位置づけ、性格、他計画との関係、計画期間、構成などについて記載しており、計画期間については平成28年度から平成30年度までの3年間の計画としております。

第2章、本県の中小企業・小規模企業者の現状以降については、資料3枚目、A3判の岩手県中小企業振興基本計画（素案）の概要と記載しております資料をごらんください。

まず左下、Ⅲ、本県の中小企業・小規模企業者の現状については、本県の企業数の推移、人口展望などについて記載しております。

次に、右上のⅣ、目指す姿ですが、本県中小企業の現状を踏まえた県の認識を記載し、これらの認識を踏まえ、大きく三つの目指す姿を掲げております。まず、目指す姿①は、付加価値の高い商品やサービスを生み出すことによる企業の魅力向上、目指す姿②は、県内中小企業による働きやすい環境の整備、目指す姿③は、県内外の消費者による利用の促進になります。これらの目指す姿の①、②、③が好循環を生み出すことにより、持続可能で活力ある地域経済の振興を図っていくというものです。

次に、右中央Ⅴ、推進する施策です。本計画の目指す姿の実現に向けて、条例の第7条から第11条に基づき、実施する主な施策を掲げております。初めに、目指す姿①、②、③の実現に共通して対応する施策として、事業活動を担う人材の確保育成及び広報活動の充実及び小規模企業者への支援の施策を掲げております。

次に、主に目指す姿①、③の実現に対応する施策として、地域資源を活用した商品等の販売先の開拓、新たな地域資源の発掘等の施策を掲げております。

その他、主に目指す姿①の実現に対応する施策として、中央に記載しております新たな商品等の研究開発、販売先開拓等による事業規模拡大支援などの施策を掲げております。

また、主に目指す姿②の実現に対応する施策として、左側になりますけれども、雇用環境の整備に対する支援等の施策を掲げております。

次に、主に目指す姿③の実現に対応する施策として、右側になりますが、消費の促進等の施策を掲げております。

そして、本取り組みの最後、一番下になりますが、その他中小企業者の自主的な努力を促進するために必要な環境整備の施策を掲げております。

最後に、右下のⅥ、計画推進に向けて、本計画の推進体制、施策の実施状況の公表と計画の見直しなどについて記載しております。

以上、現時点における基本計画（素案）の概要を説明いたしました。別冊に計画素案を

添付しておりますので、後でござらんいただければと思います。

○高橋但馬委員長 ただいまの報告に対し、質疑も含め、この際何かありませんか。

この際、昼食のため午後1時間まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋但馬委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、執行部から発言を求められておりますので、これを許します。

○工藤労働課長 午前中に説明しました岩手県勤労身体障がい者体育館の指定管理者の所在地について、説明が不明確な点がありましたので、説明させていただきます。

まず、この体育館の所在地が盛岡市青山四丁目、それから指定管理者である公益財団法人岩手県スポーツ振興事業団の所在地が盛岡市みたけ一丁目でしたので、おわびして訂正させていただきます。

○斉藤信委員 中小企業振興基本計画の素案について、簡単な説明があったのですけれども、前の委員会で、せっかくつくった検討委員会がわずか2回しか開かれていない、もっとやるべきだという話をしましたが、残念ながら2回だけ開かれてこういう素案が出たということです。この間中小企業団体、中小企業家の方々からさまざまな意見や要望を聞いてまいりましたが、もっと中小企業者の話を聞いてほしかったというのが共通した特徴です。初めて中小企業振興条例が制定されて、中小企業がまさに地域経済の主役と、やっと自分たちに光が当たるというときに、自分たちの実態や意見や要望をしっかり聞いてほしいというのがまず第1の声でありました。

二つ目に、今度の素案は、中小企業振興条例に基づいて計画されていますから、その点では全体としては評価できるということもありましたが、中小企業の情勢分析は大変詳しくなっているけれども、具体策が乏しい。特に中小企業といっても圧倒的に小企業なのです。だから、中小企業対策というのは、ある意味でいけば小企業対策と言ってもいいので、本当に小企業に光が見えるような計画にしてほしいというのがもう一つの声でありました。

それで具体的な中身について、素案の20ページ、21ページに、中小企業団体及び中小企業のヒアリング・アンケート結果というのがありまして、経営上の課題として、第1に指摘されているのが人材の確保育成で、断トツで第1位なのです。単純に言うと雇用の確保です。そして、第2位が既存の営業力・販売力の維持強化ということで、やっぱり中小企業が人材を確保するのに大変苦労している。苦労しているという以上に確保できなくなっているというのが共通の声でした。大卒はほとんど半減をしているし、高卒も首都圏の求人がふえて、今まで出してくれたところも出さなくなってきたという話です。これはかなり深刻です。

だから、中小企業の人材の確保、雇用の確保、この現状をどういうふう to 受けとめているのか、この点について具体的な対策をこの計画の素案、今後の取り組みではどういうふう to 考えているのかをまず最初にお聞きします。

○高橋経営支援課総括課長 まず、開催の回数の件等については、中小企業者の方も委員に入っておりますし、中小企業団体の方々が代表として入っております、団体を通じての意見をいただく、それから現在パブリックコメントもやっております。そういったことも踏まえて、年明けには3回目の委員会を開催したいと思っておりますし、また個別に委員を回って意見交換等を行っております。もっと拾い上げる機会をという御意見はごもっともだと思いますので、そういう機会を通じていろいろ意見をいただくことができるように、年明けの計画の取りまとめに向けて、引き続き取り組んでいきたいと考えます。

それから、人材の確保については、アンケートでも出ているとおりの一番の課題ということで、検討委員会でも委員の皆さんから人材の確保について多く御意見をいただいております。この計画の取りまとめに当たっては、商工労働観光部内はもちろんですが、教育委員会とか庁内各関係部局にも施策の取りまとめ等についての照会を行っており、そういう意味で、庁内的にも学卒者に向けての取り組み、岩手で働くことについての新しい取り組みをしようといった動きをやっております。今の段階ではアクションプランと連動した形の素案ということで整理をしておりますので、来年度に向けては、例えば新規事業など、各部局で平成28年度の事業を検討している部分もありますので、そういったことも踏まえて条例の項目に沿った形での施策の整備と、毎年度の事業の具体化の部分をもっと組み合わせ、そういう課題に対応していきたいと思っております。

○斉藤信委員 人材の確保、雇用の確保というのは、簡単ではないのです。というのは、何よりもまず賃金水準が違う。首都圏の企業と比べると6割、7割ではないでしょうか。岩手は都会ほどの生活費がかからないから住みよいため、私たちはわかるのだけでも、新卒の高校生とか大学生というのは給与が6割、7割違うというだけでも選択から外れてしまうのです。だから、例えば県立大学の企業説明会は約半分が県内企業だったという話ありますけれども、岩手大学で企業の説明会は200社来たとしても、県内企業は1割もいかないのです。専門学校は県内就職率が高いというけれども、実は最近これまた県内の就職率が下がっていますから、県内の大学、高校、専門学校にどういう形で岩手の中小企業の魅力や役割を押し出すのか、これを中小企業任せにしないで、知恵を出す必要があると思っております。

ハンディキャップがありますから、魅力がわからなかったら、やっぱり岩手の企業を選択するとはならないのです。そういう意味で人材確保の問題については、大学や専門学校、高校と中小企業が連携して、岩手の中小企業の魅力や働きがいというものを一緒になって知らせていくという場を努力してつくっていかないと、県内中小企業は今、これから人材確保できないのではないかと諦めと絶望感が生まれています。だから、基本計画はいいのだけれども、この問題は一番切実な課題であると同時に、現状はそういう極めてシビアな状況になっているので、関係者からも意見を聞いて、切迫感を持ってきっちり知恵を出していただきたい。あとちょっとショックを受けたのは、県立高校の場合、今までは生徒を送ってくれた先生も送らなくなったということです。恐らく条件のいい求人がふえてい

るといふことはあるのだと思います。だから、例えば県内就職率60%を維持したとしても子供は減っていますから、県内就職者数は減るのです。県内就職率を高めないと、確保する人材は減っていくことになりますから、県内就職率を67%、70%という高める努力を、これは県教育委員会とも一緒になって知恵を出してやっていただきたい。この点、改めてもう一回お聞きします。

○高橋経営支援課総括課長 この計画の取りまとめにあたり、キャリア教育といった取り組みの部分の検討を教育委員会等と一緒にやっておりますので、今後もそういった部分については庁内全体で取り組んでいきたいと思っております。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 県内就職の拡大に向けた関係者の具体的な取り組みについて、委員御指摘の点は、仮称ですがいわてで働こう協議会というのを今年度中に設ける予定です。まず、大学、高校、専門学校、それから中小企業関係者等も含めた総合的な推進体制を構築する、その中で関係者が知恵を寄せ合って県内就職の拡大に向けてどう取り組むか協議することにしております。そういう中で委員御指摘の県内就職の拡大に向けて取り組みたいと思っております。

○斉藤信委員 経営課題の第2位は、既存の営業力・販売力の維持強化であり、企業が持続的に成長するためのアンケートでは、企業の自主的な努力が第1位でした。企業の自主的な努力というのが一番の基本にあるというのは、そのとおりなのです。震災復興の中、水産加工の方々は大変厳しいのだけれども、グループ補助を契機に、グループで商品を共同開発、共同販売する、自分の店のエリアはこうだけれども、五つ集まると自分の得意分野で顧客を広げることができる、こういう取り組みは大変特徴的だと思います。これはグループ補助が一つのきっかけになったと聞いているのだけれども、個別の事業者の努力だけではなく、中小企業のネットワーク、連携を強めて、いいところを組み合わせる商品開発力や販売力を高めていく、この取り組みがすごく大事ではないかと思っております。

ただ、実際に聞きますと、その連携のハードルが高いというのです。震災の関係はグループ補助ということで、グループを組まないと補助金をもらえなかったのがきっかけになって、たくさんグループがつくれ、それが大変新しい力を発揮したのだと思うけれども、そうでないところも、同業者、異業者のネットワーク、連携が一つのキーワードだと思うのです。そういう意味で中小企業者の自主的な努力を支える、販売力、営業力を高めるという取り組み、そしてその具体的対策がもっと明記されるべきではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○高橋経営支援課総括課長 中小企業者の連携については、確かにグループ補助などで新たな取り組みを始めているところもあり、中小企業団体中央会とか協同組合組織の指導をしている団体、あるいは地元の商工会議所や商工団体が、会員などを中心に、さまざまな事業の情報の交換や指導をしておりますので、そういうところにアドバイザーを派遣するなどの支援を通じて、中小企業者の事業を支えるといった取り組みをしておりますので、引き続きそういった部分の強化が必要だと思っております。



午前中にもありましたが、工業技術センターや産業振興センターなど、さまざまな指導機関が情報交換しながら技術指導を行い、企業の必要に応じた連携促進も図っておりますので、引き続きそういう取り組みを強化できるように考えてまいります。

○齊藤信委員 三つ目の問題は、後継者、事業継承の問題なのです。この素案の 18 ページ、19 ページにもありますが、経営者の年齢は、一番多いのが 60 代で 38.8%、次は 70 代で 22.0%、実に 60 代、70 代以上が 60.8%を占めるのです。そして、その後継者の有無について、後継者が決定していると答えたのが 57.8%、いわば 4 割強は後継者が決まっていないうことなのです。もう譲ることは諦めたという方々も少なくなく、20%ぐらいあります。事業を継がせる意思がないが 20%、候補者がいないが 21.5%です。

だから、今中小企業がどんどん縮小、減少しているのだけれども、この数字を見たら、5 年後、10 年後は本当に激減するということです。事業の継承、後継者の確保というのは、中小企業振興にとっては極めて切実で重大な課題で、後継者の問題ではもう血縁に頼っている時代ではないという声も聞きました。息子、娘がいればというのではなくて、血縁に頼らないで事業を継承することを考えないと仕事が続けられないということです。最初に言ったように、この後継者対策、事業継承の問題についても、あなた方はしっかり分析して現状は明らかになったのだが、その現状に対してどういう対策を示すのかという点では、やっぱりこれがまだ不十分ではないのか。

あとまとめて聞きます。四つ目の問題は、中小企業振興条例では、毎年度実績を報告することになっていますが、先進的な県や市町村を見ますと、中小企業者を含めた第三者機関で毎年度の事業実績を検証して翌年度の方針や予算化に生かしている。今回計画をつくるにつくられたこの検討委員会も、引き続きこの計画の検証にもかかわっていく必要があるのではないかと。どこで検証して次の年度に、次の計画に発展させるのかということをもっと明確にすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○高橋経営支援課総括課長 まず 1 点目、事業承継の取り組みについて、お話のとおり後継者の問題は非常に大きくなっており、県でも若手経営者に向けた創業セミナー等を行っているのですけれども、今後はそれに加えて事業承継のために必要なスキルなどを習得するための事業を加えたいと考えております。また事業を譲りたい、どこかないかといったマッチングをするために、今年度盛岡商工会議所で事業承継センターというものを設けておりますので、活動についても連携して事業承継の問題に取り組んでいきたいと考えております。

それから、事業実績の検討ですけれども、今年度計画をつくるということで検討委員会をつくりましたが、やはり委員の方からも、毎年度の成果を公表することについて、何かこういった形の委員会があったほうがいいのではないかと意見もいただいております。我々としても、委員会方式も含めてどういった形でやればいいのか委員の皆さんとお話ししながら、来年度の対応について考えていきたいと思っております。

○齊藤信委員 事業承継の問題について、例えば 47 ページに具体的な目標ということで、

グループ創業支援及び若者創業活動支援による支援件数が書いていますけれども、この計画はわずか3年の計画ですから、この程度の計画でいいのかとなります。中小企業者の方は、これは実現できる目標だと言っていました。そういう意味でいけば、積極的な目標ではないということです。岩手の中小企業をさらに前進させる、振興させるという点でいくと目標がもう一つ足りないのではないか。この間盛岡広域振興局で盛岡版の話を聞きましたが、盛岡版の県内就職率の目標が60%で、全県の平均より少ないのです。こんな目標だったら中小企業振興にならない、雇用確保にならないでしょうと思ったのだけれども、目標の問題について一つ一つ立ち入りませんが、目標を見て前向きだな、これなら中小企業が前に進むというふうにわかるように引き続き吟味をしてやっていただきたい。

そして、検証は大事なところなので、検討委員会がどういう役割を果たすのか。計画をつくった人たちがその計画の実施状況も検証するというのが一番合理的ではないのか。そういう意味では、今回のメンバーもそういうメンバーになっているので、そういうことも踏まえてぜひ中小企業基本計画の素案を充実させていただきたい。以上で終わります。

○ハクセル美穂子委員　きのうの一般質問でもお聞きした一般事業主行動計画の20人以下の小企業に対する部分について、52ページに女性の活躍推進ということで、企業による子育て支援活動の促進と書かれていますが、3万8,000余の小企業がある中、いわて子育てにやさしい企業の延べ認証数は平成30年に35で本当にいいのか。素案の概要にも小規模企業者への支援の中には、こういう子育て支援を推進する企業には、それで企業の価値を上げるというようなことは書かれていないので、別枠で企業による子育て支援活動の促進というふうには書かれていますが、県として子育て支援をすることによって従業員の人員の確保にもつながると思うので、その辺をもう少し盛り込むべきだと思いますが、考えを伺います。

○高橋経営支援課総括課長　1点目、子育て支援活動の部分については保健福祉部と連携して盛り込んでいる内容がありますので、ここの目標というか取り組みについて、今のような御意見があることを保健福祉部と話をしながら整理していきたいと思います。

それから、小規模企業の施策ですけれども、県内の中小企業の大半が小規模企業ですので、この取り組み自体が全体として小規模企業者に対する施策ということになっており、この表は便宜上、特に重要な部分ということで整理しているもので、対象ではないということではありませんので、その点は御了解いただければと思います。

○ハクセル美穂子委員　入れて考えていただけるということで、ありがたいなと思っておりますが、企業として子育て支援に取り組むとこういうメリットがあるのだよというのを、企業の経営者の方にもより理解していただくことが重要だと思います。中小企業振興基本計画の検討のときに、企業の代表者の方も入っているということなので、そういった中で、県としてはそういう部分に力を入れながら人材の確保につなげていきたいということもお話ししていただければと思います。お願いして終わりたいと思います。

○高橋但馬委員長　ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 なければ、次に株式会社D I Oジャパン関連子会社における不適正支出について質疑を行いたいと思います。

この件に関し質疑はありませんか。

○斉藤信委員 説明はないの。

○高橋但馬委員長 ないです。

○斉藤信委員 いきなり。

○高橋但馬委員長 はい。

○斉藤信委員 ちょっと委員長、進め方について。

○高橋但馬委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋但馬委員長 再開いたします。

執行部の説明をお願いします。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 D I Oジャパン関連コールセンターに係る会計検査院等の状況について報告いたします。

会計検査院及び厚生労働省からD I Oジャパン関連コールセンターについての不適正事項についての報告、発表がありました。その概要は、県内七つの市町のコールセンターについて、総額で4,378万6,651円が会計検査院から不当と指摘されたところです。

厚生労働省の調査については同時に発表されましたが、厚生労働省は盛岡市、一関市を除く6市町（後刻「調査対象外は一関市のみで、盛岡市を含む6市町」と訂正）についての結果が公表されました。その額は、会計検査院が不当と指摘した額と同じとなっております。

その後11月24日に、会計検査院から会計検査院結果本文という形でホームページに掲載されています。その内容は、今説明した会計検査院結果と同じですが、そこにはさらに詳しい情報として、不当とは別に措置済み事項というのがあります。これは、当該市町に対して返還を求めるものではないが、事業執行上、制度的な面も含めて過大な支出があったという内容で、いわゆる1年リースと言われていた耐用年数に比べて短い、この場合1年以内のリース期間であったものについて過大だという指摘がありました。これは、繰り返しになりますが、市町村から返還を求めるのではなく、厚生労働省に制度の改善を求めるというもので、それは厚生労働省が必要な改正等を行ったものです。

この公表を受けて、厚生労働省に確認等をしたところですが、今回不当とされた事項の考え方、今回のD I Oジャパン関連コールセンターについては、法的手続が終了した中で債権回収ができない状況になっていることへの対応をどうするか相談をしてきました。

厚生労働省の見解ですが、まず言われたのが会計検査院から不適正支出と指摘された経費は早期に基金に積み戻すように言われました。また、立地市町が債権回収できない状況

については特別な扱いはできない。これまでもこういった債権回収ができない状況にあっても、返還といたしますか、基金への積み戻しを猶予した事例はないと聞いております。あとは、今回のD I Oジャパンの事案についても通常の事業と同様に、委託事業の実施主体である市町が返還すべきものであると言われております。

今回会計検査院報告、厚生労働省調査で不適正とされた事案については、関係都道府県でも平成27年度中に、早期に市区町村から返還させる方向で検討していると聞いております。

あとこれを受けて、先日12月2日に立地市町の担当者会議を開き、今言ったような国の見解等を立地市町に伝えて、今後の市町の対応を検討しているということです。

**○菅原商工労働観光部長** ただいまの説明の中で、正確を欠く部分がありましたので、訂正いたします。

厚生労働省調査において調査対象外となったのは一関市のみで、盛岡市も含め6市町について厚生労働省の調査が行われたというのが一つです。

もう一つ、11月25日に厚生労働省から確認した事項について1点漏れておりまして、例えば所有権移転特約つきリース契約、USBこん包作業従事、それから他企業での研修などについては、会計検査院と厚生労働省が調整を図りながら、厚生労働省として全国的に統一した考え方で不適正と判断したものであり、調査結果が変わるものではないという点についても示されたところです。

**○高橋但馬委員長** ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

**○名須川晋委員** 12月2日に立地市町の担当者会議が開かれたという報告でした。平成27年度中に、D I Oあるいはその子会社には請求できませんので、今年度中に各自治体に補助金の返還を請求するしかないということだったのですが、そうしますと県から補助金返還命令的な事務手続を行うことになるのか、あるいは自主的に返還をしていただくことになるのかお知らせいただきたいと思っております。

それと、県の責任の有無について伺いたいと思っております。会計検査院は、3者に責任があると指摘をしております。それぞれの都道府県、それぞれの市区町村、そして厚労省の指導監督が十分でなかったという書かれ方をしていると思っておりますが、これについて県の責任をどのように考えているのか、いま一度明確にお知らせください。

**○高橋特命参事兼雇用対策課長** 今後の市町への対応ですが、今立地市町で対応について検討している段階であり、立地市町の対応状況を見ながら対応するというので、今時点で今後どうすると決めたものではありません。

あと会計検査院の指摘の本文の中で3者について指摘があったところですが、この指摘の内容が、今回は平成26年度決算についての指摘でしたけれども、平成25年度決算の指摘と同様の内容であり、D I Oジャパン事案を踏まえた特別な指摘内容となっていないと捉えております。

**○名須川晋委員** そうしますと、12月2日に立地市町の担当者会議があったということで

したが、今後のスケジュール、見通しについてお知らせいただきたいと思ひますし、平成26年度決算の話ということですが、どう考えても今回の基金事業について責任があるという書かれ方と受けとめるのですが、その辺をもう少し詳しくお知らせいただきたいと思ひます。

それと、少し戻るのでありますが、平成23年11月29日に信用調査会社を通じてD I Oの信用照会を行っておりますけれども、会社の経営状況がどういふものか把握できなかつたのか、その内容はどうだつたのか。今になれば、結果的に判断が間違つていたということも考えられるのではないかとと思ひますが、その辺今おわかりであればお知らせいただきたい。

**○高橋雇用対策・労働室長** 1点目の、市町における検討の今後の見通しについては、個々の市町もそれぞれ議会がありますので、今具体のスケジュールを申し上げることはなかなか難しいものがありますが、いずれそれぞれの状況を確認しながら対応していきたくと思ひております。ただ、議会等の場で年度内の決着を図るべきだという意見もいただいております。そういったことも十分念頭に今後の対応の検討を進めていきたくと思ひております。

それから、二つ目の今回の会計検査院の報告の内容について、先ほど特命参事から、これまでの緊急雇用創出事業に係る会計検査院の指摘と変わったものではないと説明しましたが、まさにそのとおりでして、少し分解して解説的になりますが、今回の指摘は大きく三つあります。まず1点目として、委託事業の事業主体である道県あるいは実施主体であった市区町村、岩手県の場合は県が直接委託事業を実施しておりませんので、ここに県は含まれないものですが、受託者から提出された委託事業に関する実績報告書等の内容の調査確認が十分でなかつたと記載されております。

次に基金を設置する都道府県、数で言えば10都道府県ということで、これは岩手県のことを指しておりますが、市区町村から提出された事業実績報告書等の内容の調査、確認が十分でなかつた、それから事業を実施した市区町村に対する指導監督が十分でなかつたと指摘されております。

三つ目は国に関してですが、厚生労働省は都道府県に対する指導監督が十分でなかつたと指摘しております。当県は基金を使って市町村に補助事業を行っており、その事業実績報告の調査、確認が十分でなかつたということと、市町村に対する一般的な指導監督が十分でなかつたと記載されております。これについては、従前の国庫補助事業はあまたあるわけですが、これまでの会計検査院の報告書の指摘と変わるものではないと捉えております。

**○飛鳥川企業立地推進課総括課長** 平成23年11月29日に実施した信用調査ですけれども、信用調査の結果は、創業が平成8年で法人設立は平成12年、資本金7,800万円余ということで、これまで実績があつた会社という認め方を一つしております。

続いて、売り上げについては、平成21年からの3カ年で3億円から4億円と右肩で売り上げが伸びていること。損益も換算して、評価自体はDとなっておりますが、一般的に今まで企業誘致で進出してきた企業もD評価はかなりの件数がありますので、特に得意先

として、楽天トラベル等の大手との取り引きもあったことから、企業立地推進課とすれば、これはコールセンターが立地できる企業体力のある会社と考えておりました。

○名須川晋委員 県の責任については、市町村に対する指導監督が十分でなかったという点について責任があるという認め方でよろしいのでしょうか。

あと厚生労働省の最終報告がありますが、この中でも厚生労働省の責任の所在のなさといえますか、責任がみずからにも存在をしているというところが見当たらないのですけれども、当局からはなかなか言いにくいところだと思いますけれども、厚生労働省もそのように受けとめてよろしいのでしょうか、申しわけなかったとも、責任があるとも一言も書いていないような感じがします、どうなのでしょう。

○高橋雇用対策・労働室長 県の責任の部分ですけれども、今回の事案はやはりD I Oジャパンそのものに大きな問題があったと考えており、これが全国的な問題になっているところでは。

さらには、国の責任というお話もありましたが、冒頭に説明のとおり、処置済みという指摘、これは不適正な支出だったけれども、返還は求めないという中身ですが、本県としては、そういう制度上曖昧な部分を指摘して、今般そういう会計検査院の報告があったということで、これについては、緊急雇用創出事業の制度自体にも問題があったのではないかと認識しております。

あと、厚生労働省の報告ですが、県として厚生労働省の報告にコメントするのは、なかなか難しいものがあります。国の考え方としては、中途ではあったけれども、そういう必要な事項、可能なことをやったという認識でいる、これは私の推測です。

○名須川晋委員 県の責任について、やはり調査の見解が必要だなと思いますので、同じ質問をさせていただきます。

それと、D I Oジャパン関連子会社における事業実績及び不適正支出等額ですが、長野県上田市の上田コンシェルジュセンター、これは確かに事業費が1,600万円と一番少ないですが、不適正支出額がゼロでして、この辺の背景を知りたいのです。県と上田市の担当者がしっかりとチェックをしていたということなのか、消費税を支払う対象の子会社でもないということ、ここも見過ごされやすいチェック点だと思うのですけれども、そういうところもきちっとわかった上だったのか、その辺の背景を勉強しておいたほうがいいのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 上田市の事例については、現在どういった背景があったのか承知しておりません。

○菅原商工労働観光部長 会計検査院の指摘内容が責任そのものを書いているのかどうかははっきり言えませんけれども、県と市町の違いはどこにあるかといいますと、市町は受託者から提出された委託事業に関する実績報告書等の内容の調査、確認が十分でなかったということで、あくまで市町が委託事業の実施主体であったことの手落ちといいますか、そういうことを言っており、県は基金を設置する立場で、補助金を出す側であったことか

ら、市町から提出された実績報告書等の内容の調査、確認が十分でなかった、市町に対する指導監督が十分でなかったという中身です。

ただ、いわゆる補助金返還のプロセスの中で、これがそのまま当てはまるような記述かといいますと、必ずしもそうではないというのは、室長が申し上げたとおりで、昨年度の緊急雇用創出事業もそうでしたが、こういう記述の仕方は、過去のさまざまな事案と書きぶりとしては全く同じですので、必ずしも返還のスキームを会計検査院自体が言及しているものではないと受けとめております。

**○千葉伝委員** D I O問題については、今さらのお話で、前からいろいろな問題があって議会で質問されてきたところですよ。今名須川委員から県の責任を含めていろいろ質疑があったところですよ。私から聞く部分はダブる部分があるのですけれども、いずれきのうの本会議でハクセル議員、飯澤議員から、知事に対して質疑されたところですよ。

今の質疑を聞いていて、県の責任をどう考えるのかということです。この問題について、先ほどそもそもの話としてD I Oジャパンの信用調査の話も出ました。その答弁は、評価Dということでしたが、A B C D評価の一番下の評価ということではないのですか。

**○高橋特命参事兼雇用対策課長** 一番下はEです。

**○千葉伝委員** ということは、下から2番目ですね。ほかにもそのくらいの企業は認めてきたこともあったということで、ちょっと元に戻るのですけれども、そもそもこの問題のきっかけは、たしか知事が向こうの社長と対談をして、すごくいい企業だということ、それから企業のほうからは国体にも寄付をすとかすごくいい話をしたというのがでかかど載って、ちょっと問題あるのではないかと言ったならば、そこの部分を削除したという話ですよ、私の聞いている話では。何で削除したのか、やっぱり何かおかしいことがあったのかと勘ぐらざるを得ないような状況が最初にあった。知事が相手の社長と会って、すごく立派な会社だと、ぜひ岩手に来ていただいて頑張ってもらいたいと、県が水を向けたということではないのかなと、私は捉えています。

今度はそれを県が市町村に対して声かけをしてこの事業を進めたのではないかという流れから、こういう状態になったと。やっぱり県の責任として、最初の知事のきっかけが結構な重みを持っているのかなと思っています。

その上で問題ない企業としてやらせたけれども、結果的に七つの市町に4,400万円弱の返金を背負わせることになったということで、県が国から事業を受けて基金をつくって、県が市町村に事業実施主体としてやらせたという流れの中で、今のところ県は市町に基金に戻していくやり方で進めていますよね。話をしているということではないのかな。今皆さんのほうで実施主体に対して、指摘された分を基金に戻すことを進めているということではないのですか。ちょっと解説してください。

もしそうであれば、逆に県は何も責任がないとは、さっき一部の部分は、指摘されている部分はあるということですよけれども、言いたいのは実施主体の市町に負担を負わせることになれば、結局はそこに住んでいる住民の税金から返すという話になって、大きく言え

ば県民にその負担を負わせることになるということで、もとを正せば県が紹介しなければ、こういうことは起こらなかったのではないかと。それから、緊急雇用創出事業の使途の取り扱いをしっかりとやっていれば、こういう問題が生まれなかったのかなと。裏返せば、やはり結果として県の責任は免れないのではないかと。100%とは言いません。やはり市町、実施主体、それから県、国も厚生労働省の対応の仕方も問題はあると思っています。

そういうことで、県は指摘された分を市町に返せと指導した経緯がありますよね、途中経過として。それもないのかな、会計検査院が来てからもう全部市町とやったと。それが最初は12月2日という解釈でいいのですか。最後にまた県の責任を聞きたいと思っていますので、ちょっとその経過を教えてください。

**○高橋特命参事兼雇用対策課長** 緊急雇用創出事業は、委員おっしゃるとおり、国から来た交付金で県が基金をつくり、基金に積んだお金を市町村に対して補助しております。ただ、この事業は市町村が事業主体となって委託事業として実施したもので、県はその委託事業に必要な経費を補助したというスキームです。

それで現在関係市町とは、先ほど言いました国との協議結果について情報共有を進めたところでして、その見解を踏まえて、現在関係市町において今後の対応を検討されているところです。県としては、関係市町の意向等を確認しながら、今後の対応を検討していくものです。

また、補助金返還と申しますか、今回額の確定以降、特に返還してもらったということではなく、今回の会計検査あるいは厚生労働省の結果で、不当という額が明らかになったというところです。

**○飛鳥川企業立地推進課総括課長** D I Oジャパンの進出の経過ですが、そもそも私どもの認識としては、平成23年11月21日に国の平成23年度3次補正予算が成立しました。この3次補正予算の大きな中身が、緊急雇用創出事業の震災枠が創設されたということです。それによって、岩手県全域が震災枠のエリアに入り、この事業が適用されるということが11月21日にわかったところです。

そして、翌22日にD I Oジャパンから東京事務所に、東北地域にコールセンターをつくりたいという連絡があり、東京事務所が内容を聞きに行ったところ、かなりのブースを岩手県でも考えたいという話があったところが最初の入り口です。東京事務所から県の企業立地推進課に連絡があり、当時はいい話であると思っておりましたので、スピード優先ということで11月24日に、全市町村にこういう話があるけれども物件はありませんかという照会をしました。そして、先ほど名須川委員に答弁しました信用調査を並行して行い、29日に信用調査の答えが来たというものです。

委員御指摘の知事のトップセールスについては、翌年の平成24年1月26日に知事がD I Oの本社に挨拶に行っておりますけれども、それまでの間に、物件照会しておりました盛岡市、花巻市の複数の物件を、D I O社が視察に行き、いろいろ調整を図っていたという経過があります。



したがって、知事がトップセールスに赴いたのは、ある程度盛岡、花巻の案件がほぼ決まるのではないかという事態の中で、当時有効求人倍率が0.6という大変厳しい中でしたので、特に女性の雇用の場ということであり、我々が知事に上申して訪問をお願いしたものです。

ホームページの掲載等については、D I O社の立地が決まった後、D I O社から、国体支援、スポーツ支援という意味合いで、知事への対談の申し出があり、国体の寄付100万円と合わせて対談を行ったところです。

そして、ホームページの削除については、D I Oジャパン社でいろいろ不適切なそういった報道が多々ございました。そういう中でホームページの削除を要請したという経過があります。

○千葉伝委員 私の勘違いの部分もあったようですが、今の経過を聞いて、それは十分理解をしました。

ところで、県の責任について、指導監督が十分でなかったと、名須川委員の話の中で出ています。裏を返せば、指導監督が不十分だと、そこに県の責任があったのかなと思うわけです。事業実施主体だけ、やったお前たちが一番悪いのだみたいなやり方は、ちょっと一方的な話になるのかなと思います。どの事業に限らず、国の事業をやる場合には、必ず県と市町村の関係が出てきます。普通はきちっとした要領なり採択案件なりいろいろなものがあって、それをチェックした上で進めるわけですがけれども、結局それが十分に流れていなかった。もとを正せば厚生労働省の書き方なり、やり方が間違っただとも言えるかもしれませんが。だから、一部県がその責任があるように前にも言っていますよね。一部を除いては契約リースの返還が不要になったとかと言いますがけれども、そうでないものはやっぱり責任があるのかなと思うわけです。そういうことで、県の取り扱い分で、県が不適正な支出なり使い方がわかったのは、12月2日に初めて知ったのか、その前か、指摘があった時点か、国の会計検査の時点か、その後の話か、そこをまず確認したいと思います。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 今回の事案に関して、不当と言われた部分については、会計検査の結果の公表で初めて確定したということです。会計検査を受けたわけですが、結果として確定したのは先日の発表をもって事実が確定したということです。

あと今回の指導監督の部分は、通常事業において県のかかわり方の中での部分を指摘されたのかなと受けとめております。

○千葉伝委員 事業主体の市町と協議というか話を進めるということで、12月2日に第1回目の協議をして、県は説明をしたということですが、実施市町は、はいわかりました、基金に戻しますという話に全部がなるかどうかまだわからない話です。仮にうちだけではなく県にも責任があるのではないかという話、うちは県に戻しますよということもあるかもしれない。その場合、県の今後の対応として、一律にこうする、ああするというように進めようとしているのでしょうか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 いずれ国の見解を各立地市町に伝えて、各立地市町にお

いて対応を検討しているところですので、まずは市町における検討の様子を伺いながら今後の対応をしていくということです。

○千葉伝委員 今のところそういう答えしかできないと思うのですが、県は実施した市町に対して、もっと真摯に説明しないと、さっき言ったとおり国に責任がないとは言っていない、ある程度はある。それから、県も指導監督を含めて責任があるということ、事業実施主体の市町にも理解してもらいながら解決を目指さなければ、県はただ国の事業を基金としてやらせてただけだよという話になってくると、現場はどういうことになるかなと懸念する部分があります。そのやり方については、相手に十分理解してもらうようなやり方をしていかなければ、ただ基金に戻してちょうだいでは問題ありと感じます。

最後に、さっきも言いましたけれども、部長の見解、本来は知事の見解ということで聞きたいところですが、この場合は部長という立場で、名須川委員と同じ言い方かもしれませんが、県にも一部責任があったと考えているのでしょうか。

○菊池副部長兼商工企画室長 ただいま部長の所感ということですが、その前に若干補足説明をさせていただきます。

会計検査院がどの時期に、どういう形で調査に入ってきたかということについては、御案内のとおりお話しできない経過があります。調査後においてもコメントできない立場にありますので、会計検査院とほぼ並行してやっておりました。厚生労働省の調査は、いわゆる国の調査と言っていいと思うのですが、これは昨年度から入っておりまして、まさにD I Oの問題が大きくなってきたこともあって、国として調査を始めております。したがって、県と市町は、そのときからこの事業の問題点等について一緒になって調査を進めてきていることは事実です。問題点等については、市町の調査等を通じて、県、市町と共有して対応しておりました。

その結果、大きな問題となっていた1年リースの問題等については、県と市町が一緒になって国といろいろ協議し、ある判断が出ておりますし、一方では、制度上どうしてもクリアしがたい根源的な問題として消費税が残ったわけですけれども、あるいはこれも全国的な問題として、いわゆるO J Tの問題とか、D I O関係では各事業主体である市町、道県が事業主の場合もありますが、そういった道県において、配慮しがたいと言ったら言葉があれですが、改善措置済みとしては片づけられない諸問題があるということで、不当な支出という形でまとめられたものはございます。

そういったことについて、県、市町はこれまでも共同してやってきましたし、事業実施の段階においても県と市町はいろいろ連携してやってきておりまして、その結果この制度のいろいろな諸問題について国に指摘し、途中からではありますが、改善に結びついたこともありまして、そういった形で県、市町は共同して対応してきているつもりです。それがまず1点です。

それと、会計検査の指摘の問題ですが、うまくお伝えできなかったかと思いますが、通常国庫補助事業、国の事業等が行われてその一部に不適切支出があった場合、返還を求め

るといふか、会計検査の場合には不適切な支出があったという指摘になるわけですが、その際の指摘の一つの形として、事業主体である市町はこうであった、事業主体はこうであった、それは水平な関係でありパートナーではありますが、都道府県の立場ではこうである、国の立場ではこうであるというまとめ方が定例となっております。であるがゆえに国が県のかわりに何かを出すかとか、県が市町のかわりに何か出すということにはつながっていくものではありません。これも委員の皆様方よくおわかりのとおり、国庫補助事業等の返還の事態が起きますと、事業実施主体が返還するのが例でして、定例的な記述の中で、誰が支出すべき、負担すべきというのは違う問題になってくるということを一応補足させていただきます。

○菅原商工労働観光部長 今回の事案については、D I Oジャパンそのものに大きな問題があるというのが根本であります。厚生労働省の調査でも、同様の緊急雇用創出事業が全国で11県、19市町で導入され、そのうち長野県上田市を除く10県、18市町の事業で不適正な支出額があったとされており、これは全国的な問題であると認識しております。そういうことからすれば、岩手だけが特別扱いではなく、特殊事情があれば勘案しなければならないとは思いますが、全国的な問題でもありますので、これまでの国庫補助事業における取り扱い、それからこの問題に関する全国の動向、そういったものも踏まえて判断をしていかなければならないと思っております。

そういうことで、殊お金の問題ですので、何となくということでは支出をする、あるいは請求すべきものをしないということにはならないわけですので、まず市町にもいろいろお考えがあるかと思えます。そのお考えの中に県として明確にこの部分について、これだけの割合の責任があるということがありましたならば、そういったことを含め一つ一つ意向を確認しながら適切に進めてまいりたいと思えます。

○千葉伝委員 事業をやる場合、そして事業をやった結果について、1年後、2年後に会計検査が入った場合に、この事業に問題がある、いわゆる不適正支出ということであれば、それは指摘された分のお金はちゃんと返ささい、会計検査院とすればそういう立場ですよ。それから、国、厚生労働省、それから県と市町村の立場からすれば、まずは事業をやっていく行政上の動き、流れがあるということなので、例えばそれを、これからまた厚生労働省に協議して、県と市町は国の指導で進めた分だから、もう少し認めてくれないかというのは、やり方についてまだこれからやる余地がある、あるいはやる予定があるのか、そこだけ確認したいです。いずれ今問題になっているから市町といきなり協議を始めたわけではなくて、打ち合わせは前から進めてきている、そういう段階だから、お互いの理解にそごは余りないのかなと理解しましたけれども、これから国とのかかわりをどうするのか。

○菊池副部長兼商工企画室長 国との関係については、先ほど特命参事から説明しましたとおり、結果を受けて11月中旬に既に対応しております。国には当然先ほど特命参事が申し上げたような、市町とのこれまでの流れの中で言うべきこと、主張すべきことを含めて話

をした結果、あのような回答といたしますか、国の対応が出てきました。それを踏まえて、今市町が今後の対応について検討している状況にあり、今後市町がどのような態度、方向、考えを示してくるかによって、県及び市町が国に対して、あるいは誰に対してという形になるか、どういうアクションを起こすかというのは今後になりますので、今段階ではお話しできませんが、県として、国に対しては一度地元の考えを伝え国の考え方の確認をしている状況です。

○千葉伝委員 場合によってはやる。

○菊池副部長兼商工企画室長 それは、まだわかりません。

○斉藤信委員 会計検査院の最終結果報告が出たわけですね。私はこの時点で出たとすれば、年度内できちんと解決するのが筋だと思いますので、その立場で立ち入ってお聞きをしたい。

一つは、今回不正として4,378万円余が返還を求められたわけですね。この不適正支出の主な項目を示していただきたい。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 以前表にしてお配りしておりましたが、指摘された項目としては冷蔵庫、電子レンジ等の事業に関係のないリース、OJT等ありますが、重立ったものとしては事業に関係ない冷蔵庫、レンジ等のリース、OJT研修ではない出張先の事業の従事、免税事業者に対する消費税相当額の支払い、USBこん包作業など無関係の業務への従事、譲渡特約を付した過大なリース料、こういったものが指摘されております。

○斉藤信委員 不適正支出の中心はリースだったと思います。それで1年リースが最大の焦点になりましたが、11月25日にいただいた資料ですから、11月24日に出たのでしょうか、この1年リースについて会計検査院はどういうふうに指摘をしていますか。

そして、岩手県の場合、本来過大だと認定した額は総額幾らなのか。そのうち返還を求められたのは幾らなのか。基金事業の対象となったリース料は幾らなのか示していただきたい。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 会計検査院が過大と指摘した今回のリース事業については、まず国の実施要領等で期間の定めがなかったという指摘をしております。その上で事業終了後も継続してリース物品を使う見込みがある場合、合理的な基準に基づいてリース期間を設定すること。合理的な期間とは、いわゆる耐用年数をもとに設定して実施要領に明示することが必要ということを指摘しているもので、会計検査院報告によりますと過大額として指摘しているのは合計で4億9,900万円余になっています。これは、DIOジャパン関係以外の事業も含めた金額になります。

なお、措置済み事項とされたものについては、当該県に対して返還を求めるものではありません。

○斉藤信委員 基金事業の対象となったリース料は総額で幾らですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 当事業でリース料として支出された金額の合計は6億1,173万円余となっております。

○**斉藤信委員** 常識的に考えれば、過大リースは認められないのです。だから、基金事業で6億1,173万円支出して、免れたのが4億9,900万円ということなのです。私はこれまでもこの委員会ですっとやってきましたけれども、例えば盛岡のコールセンターの場合、什器一式2,993万円が翌年はゼロで取得されています。そして、コールセンター業務用機器は1億3,800万円のリースが翌年88万9,900円で取得されています。これはリース料の0.64%です。ほとんどみんな同じなのだけれども、釜石なんかはそうですね。何千万円単位のリースが翌年は、みんなほとんど50万とか数十万円で取得されている。こういうのは50万円以上の財産取得が禁じられているこの緊急雇用創出事業からいったらあり得ない話です。しかし、事業主体と県はこれを認めてしまったのです。これ自身が重大なミスだったと思います。ただ、厚生労働省もあなた方に便乗したから、基本的には請求されなかったのです。この問題はこれだけの話ですよ。常識的に考えたら、1年のリースで翌年はほとんど無償譲渡という、こんなリース契約を事業計画で認めたということが問題だったと思います。

唯一返還が求められたのは釜石市だったのです。何で釜石市は返還を求められたのか。契約に特約事項があったからなのです。契約に1年後に無償譲渡とあったから、これは返還を求められた。しかし、あとは密約でやったのです。契約にはなかったのに密約でやったのです。私はこっちのほうがもっと罪が大きいと思います、契約がないのに事実上無償譲渡されているのだから。そういう意味でいけば、1年リースというのは極めて重大で、二戸市の場合見積書にこの1年後に無償譲渡の特約が書いてありました。しかし、これは契約書に書いていなかったから見逃されたのです。私たち国民の常識から見たら、考えられない話です。見積書に特約事項が全部書いていて、そのリース料は物件価格より高いのです。考えられますか。物件価格より高いというのは、商品価格より高いリース料だったということです。ひどいのは、二戸のコールセンターの場合、1年で元を取ったのに、2年目もリース契約で事業計画を立てたのです。厚生労働省から文句を言われなかったから、2年目も一千数百万円のリース料をもうけようとした。本当にこんな悪質な事業はなかったと思います。この点について、一義的には事業主体がそこをチェックできなかったということが一番の問題だけれども、県もこのことを見逃した、この責任は重大だと思えますけれども、どう受けとめていますか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 事業計画におけるリース料の計上ですが、まず事業実施主体でリース料を経費として計上し、2年目もリース料が計上されていたことから、市町村ではこのリースはその後も継続されるものだと思って2年目の事業に入ったということですし、市町村からの話を聞いて、県もその計画を認めたということです。

○**菅原商工労働観光部長** この点について、会計検査院が検査結果を出しております。その中に発生原因という項目があり、このような事態が生じたのは、厚生労働省において基金事業に必要な機器等をリースにより調達する場合に基金事業の対象経費となる機器等のリース料の算定に用いるリース期間の設定方法を実施要領等に明示していなかったこ

となどによると認められたと記載されております。

○**斉藤信委員** 厚生労働省にも責任がありますよ、しかし常識で考えてこんなリースは認められないでしょう。50万円以上の財産を取得できないとなっているのに、1,000万円、2,000万円のリースで、翌年は無償譲渡ですよ。見積書に全部、物件価格も書いているのです。物件価格より高いリース契約を結んでいるのですよ。こういうところを、第一義的には市町村がチェックできなかったというのは大問題です。しかし、県もチェックしなかったというのは二重の問題だと言っているのです。常識的に考えられません。厚生労働省も責任があるから、今回返還額に入らなかったというだけの話ですよ。部長そういませんか。こんなリース契約を認めたことに責任がないのですか。

○**菅原商工労働観光部長** そのような見方があるということですが、今書きものとして公に認定された発生原因としては先ほど述べたとおりです。

○**斉藤信委員** 釜石市は契約書に記載があったから返還を求められています。あなた方はこれもチェックできなかった。二戸市は、物品の見積書に全部書いてあったのです。よく二戸市は見逃されたと思います。許されませんよ、こんなのは。釜石市が返還を求められたことについてはどういう責任を感じますか。

○**菅原商工労働観光部長** 11月25日に厚生労働省に行く際に、事前に市町から、この確認をきちんととってほしいという話をいただいた上で出かけてきました。釜石市からも当該部分のことを厚生労働省にきちっと話してほしいと言われました。実際行ってきましたが、そこは厚生労働省としても譲歩できないということした。

○**斉藤信委員** 私が聞いているのは、釜石市は1年リースが認められずに返還を求められたのです。そういう契約書があったにもかかわらず、県はチェックミスしたのでしょうか。そして、二戸市は見積書にそういう特約事項があったのです。私は、本来同罪だと思います。契約書と見積書の違いで、釜石市と二戸市の対応は違ったけれども、私から見たら、こんなのは全く同罪です。

そもそも物件価格より高いリースを認めてしまったというところに一番の問題があったのではないかと。返還するとかしないとかは、その後の話なのです。

部長に改めて聞きますが、釜石市は返還を求められているのです。なぜ県はチェックできなかったのですか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 私のほうから事実関係だけ説明させていただきます。

釜石のリース契約については、今回会計検査院、厚生労働省の調査を受ける中で、特約の存在が明らかになったということで、完了検査時点でそれが明確になっていたというものではありません。ですので、今回の調査の中で県としてそれを了としたということです。

○**斉藤信委員** これはとんでもない話です。この問題は、私が初めて取り上げたのではないですよ。前々からこれ取り上げているのです。新聞報道もされた話です。何を言っているのですか、あなた。正確に言ってください。あなた方がこれを把握したのはいつですか。県議会でこの問題が徹底して取り上げられた記録があるでしょう。いつですか、あなた方

が把握したのは。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 記憶が確かなのは、昨年の決算特別委員会の議論の中でそういった話が出たと記憶しています。

○斉藤信委員 いずれにしても、チェックができずに釜石市は返還になった、二戸市は見積書にあったけれども助かった、これだけの違いですよ。これは厚生労働省の責任も認めて、返還額は大幅に棒引きされたのだと思います。それはそれで、あなた方が努力したということは認めるけれども、そもそもそういう交渉をしなくてはならなかった原因は、本来認められない異常なリースを認めてしまったところに、根本の問題があると指摘しているのです。

二つ目にいきます。消費税の問題ですけれども、盛岡のコールセンターは消費税を計上しなかった。何でほかの免税業者に対して消費税相当分を支払ったのですか。県こそチェックできる立場にいたのではないですか。大雪りばあねつとの事件だってあったのですよ。何で消費税の問題は見逃したのですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 消費税については、当事業をする前から注意すべき点として、各市町村に注意喚起を図っていたものです。そういった中で、見逃したものがあったという事実です。当該市町村でチェックしていたものと思っておりますが、そういった中で、県も見逃していたということになろうかと思えます。

○斉藤信委員 盛岡はそういったことがなかったのに、あとの六つは全部消費税を過大に請求していた。注意喚起までして初歩的ミスですよ。こんなのは決算書類を見たらわかるではないですか。第一義的には市町村の責任が大きいから、市町村の責任と県の責任が同列だとは思いません。しかし、この程度のチェックはしておくべきだったと思います。

冷蔵庫、レンジ等の事業に関係のない機器のリースはどこでも出ているのですけれども、何でこれが見逃されたのですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 事業実施当時は、リース全体が事業に必要なものという認識で市町村も認めていたものです。今回改めて調査、確認したところ、事業との関連性が薄いということで、改めて全国共通的な考えの中でこういった指摘をされたと受けとめております。

○斉藤信委員 これも常識の範囲で、冷蔵庫、レンジが緊急雇用創出事業に入るかといったらこんなのは入らないでしょう。私はそう思います。

それと、本会議の答弁の中で部長は、1年リースの返還については本県の考えが認められた、これは釜石市を除いてだけでも、しかし一部において認められないものもあったという答弁をしました。一部において認められなかったものは何ですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 冷蔵庫、電子レンジ等の事業に関係ないリース、OJT研修ではない出張業務等です。

○斉藤信委員 このOJT研修ではない出張等というのは、当時働いていた方々から詳しい内部告発をたくさんいただきました。2カ月、3カ月、東京、九州に行って働かされた

という告発です。私は、今回の返還額が少ないとは思わないです。市町村も調査したと思うけれども、あなた方は何でこれが基金事業の対象になるなんて思ったのですか。実際の不当な出張はどれだけの額があるのですか。私は、今回の返還額の対象は少ないと思いますよ。緊急雇用創出事業は人材育成の研修ですから。1年の緊急雇用創出事業で研修は3カ月でほとんど終わって、4カ月から仕事をさせられているのですよ。その点でいくと、この人件費は本当にわずかなものしか返還を求められていないと思うけれども、あなた方が認めると言ったのは何ですか。

**○高橋特命参事兼雇用対策課長** 我々としては、当時完了確認する際に、研修日誌等があったこと、研修計画と照らし合わせて、そういった内容の研修が行われたということで認めたものです。しかしながら、今回全国的な問題の中で、国が改めて調査する中でわかった事実が相当あったということです。総括的に言えば、当時どこまで事業として認めるか、認められないかという非常に曖昧な部分がありましたが、要綱、要領に照らし合わせれば、ここまでは認められるのではないかということで完了検査をしたものですが、今回全国的に共通的な見方をする中で、指摘された額が不当と言われたものと受けとめております。

**○斉藤信委員** 私は、市町村が独自に調査をして厚生労働省に報告したと思うのです。そういう研修に当たらない人件費総額はわかりますか。私に対する内部告発はこういう中身でした。さっきも紹介しましたがけれども、3カ月は研修、4カ月以降は、例えば3カ月東京で仕事をさせられた。さらに、その後2カ月宮崎に研修で派遣された。この仕事は、楽天の仕事の研修だった。仕事の日報は研修と書けと虚偽報告させられた。研修と書いていたって圧倒的にみんな虚偽なのです。大体4カ月以降仕事をさせられているのですから。市町村がどれだけ厳密にそういう仕事の実態調査をしたか、市町村が人件費で不適正と出したのはどのぐらいですか。そのうち認められたのはどのぐらいですか。

**○高橋特命参事兼雇用対策課長** 今回立地市町村が調査する中で不当、研修に当たらないと認めた分が結果としてこういう数字になっているということです。

**○斉藤信委員** これでは話にならないので、今回のD I Oジャパンの破綻問題で、どれだけの労働者が解雇、雇い止めされたのか、賃金未払いになったのか、それは現時点で解決されているのか示してください。

**○高橋特命参事兼雇用対策課長** D I Oジャパンの離職者の状況ですが、平成27年9月末現在で、合計で135名が離職しております。そのうち、休職かつ休職申し込みした方は122名でした。9月末現在で未就職者はゼロとなっております。

また、賃金が未払いとなっていた方について、これは花巻、釜石、洋野、奥州の4事業と聞いておりますが、その方についても国の未払賃金立替払制度による立てかえ払いが終了していると聞いております。

また、D I Oジャパン本社の所属となっていた県内事業所の方についても、当該制度が活用されることで手続が進められ、平成27年3月には立てかえ金の支払いが行われたと聞いております。



○**斉藤信委員** 県がどうかかわったのか、ここでも議論がありましたが、11月24日に県から全市町村に対し、以下のコールセンター設置の情報を提供し、12月1日期限で物件の回答を依頼した。それ以前に、花巻との関係がいろいろありましたが、この県の取り組みがスタートだと思うのです。大事なのは、全市町村に照会したということです。そこで手を挙げたのが七つだったということですから、これは決して県がやらせたわけではないということだと思うのです。実際に手を挙げなかった市町村のほうが多数なのであります。それはそうなのだけれども、11月24日に照会をして、信用調査会社の情報を入手したのは11月29日、照会した後から信用情報会社の調査をしたということですから、これはちょっと順番が逆かなと思います。ただ、この時点でD I Oジャパンがどういう会社かということ把握することは、難しかったと思います。

それで、国、県、市町村の責任の度合いなのですが、私は会計検査院の報告書を正面から受けとめる必要があると思うのです。従来そんなものだななんていう曖昧な受けとめではだめなのだと思うのです。ここでは何と言っているかということ、このような事態が生じたのは上記の10都道府県及び23市区町村は受託者から提出された委託事業に係る実績報告書等の内容の調査、確認が十分ではなかったこと、10都道府県において23市区町村に対する指導監督が十分ではなかったこと、厚生労働省において10都道府県に対する指導監督が十分ではなかったことなどによると認められる。いつでもこう書いているなんていう受けとめでは、絶対にだめだと思います。それぞれの責任がここに厳しく指摘されていると思います。厚生労働省の責任も指摘されたから、あれだけの棒引きがされたのです。ここには県の指導監督が十分ではなかったとも指摘されているのです。私は全くそのとおりだと思います。部長に改めて聞きますが、私は会計検査院のこの報告を正面から受けとめるべきだと思いますが、いかがですか。

○**菅原商工労働観光部長** 会計検査院報告で、今委員が引用された文言の読み方については、既に答弁したとおりですので繰り返しません。

○**斉藤信委員** 私が改めて聞いているのだから繰り返してください。何を言っているのだ。

○**菅原商工労働観光部長** それでは繰り返しますが、ただいま引用された文章を分解しますと、大きく3点になります。

まず1点目として、本県は対象になっておりませんが、委託事業の事業主体である3道県及び23市区町村において、受託者から提出された委託事業に関する実績報告書等の内容の調査、確認が十分ではなかったこと。2点目、基金を設置する10都道府県において、23市区町村から提出された実績報告書等の内容の調査、確認が十分ではなかったこと及び23市区町村に対する指導監督が十分ではなかったこと。3点目、厚生労働省において、都道府県に対する指導監督が十分ではなかったこと、この3点です。

これについて、先ほども答弁申し上げましたが、これが補助金返還なり、基金への繰り返しのあるあり方、スキームとリンクするものとして会計検査院が書いたものではないと理解をしておりますと答弁しました。

○**斉藤信委員** 私はそんなことを聞いたのではないのです。ここにそれぞれの責任が明確にされているのではないかと聞いたのです。ここは、このような事態が生じていたのはと  
いうことで書いているのです。返還額なんかについて聞いていない。言ったのは、厚生労働省の責任も指摘されているから、今回棒引きになったのだと言っているのです。だから  
とって、県の責任がここで曖昧にされているわけではないですよ。もう一回言いますか。  
県の指導監督が十分でなかった、この指摘を正面から受けとめる必要があるのではないかと  
言っているのです。すれ違い答弁をしないでください。

○**菅原商工労働観光部長** 書いてあることは、そのとおり受けとめざるを得ないと思いま  
す。ただ、厚生労働省の責任が言及してあるから棒引きされたのだというところまでは、  
私は読み取れないと思います。この文面だけから引き出せるものではないと考えておりま  
す。

○**斉藤信委員** 厚生労働省がこれだけ棒引きするというのもないことですよ。それは厚  
生労働省も責任があるから、これだけの棒引きになったのです。それは私の意見として述  
べたので、あなたに直接そのことについて聞いているわけではない。

それで、大雪りばあねつについても1,300万円余の返還が求められました。山田町は、  
既に返還の意思を示しています。やっぱり事業主体の責任というのは極めて大きいのです。  
大雪りばあねつについて、山田町は6億7,000万円も返還しているのです。この問題に  
ついては県の関与も責任もあるということで、これも厳しく追及してきました。それでも  
山田町は、既に6億7,000万円を払い、今度指摘された1,300万円も払うと言っているの  
です。私は、それだけ事業主体の責任は重いと思います。ある意味で、県の言うことを聞  
かないで、ああいう大雪りばあねつを引き込んだのです。しかし、大雪りばあねつ以上  
に、このD I Oジャパンの問題は県の関与が大きいのです。今回は県が照会をして、市  
町村のさまざまな問い合わせも受けながらこういう不適正支出が生まれた、これが今回の  
D I Oジャパンの問題ですよ。

私は、このD I Oジャパンの問題に対する県のかかわりというのは、大雪りばあねつ  
と同じように徹底的に検証される必要がある。引き続き常任委員会場でやるのは当然だ  
けれども、この間の県議会、予算、決算特別委員会での審議や決議を踏まえれば、引き続  
き徹底した検証が必要ではないのかということを描いて、ちょうど時間になりましたの  
で、きょうはここで質疑を終わります。

○**高橋但馬委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋但馬委員長** なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商  
工労働観光部の皆さんは退席されて結構です。御苦労様でした。

この際、午後3時15分まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋但馬委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。議案第1号平成27年度岩手県一般会計補正予算(第3号)第1条第2項第1表、歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費、第2条第2表、繰越明許費中、第10款教育費、第3条第3表、債務負担行為補正中、1追加中5、議案第25号岩手県立図書館(維持管理業務)の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて及び議案第26号岩手県立図書館(運営業務)の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて、以上3件は関連がありますので一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○田村教育次長兼教育企画室長 私からは、教育委員会所管の議案第1号の予算議案について説明し、議案第25号及び第26号の公の施設の指定管理者の指定関連議案2件については、後ほど担当の総括課長から説明いたします。

まず、議案第1号の平成27年度岩手県一般会計補正予算(第3号)ですが、議案(その1)の3ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会関係の補正は、10款教育費、7項保健体育費の1億9,162万円を増額しようとするものです。その内容については、別冊の予算に関する説明書により説明いたします。

恐れ入りますが、お手元の予算に関する説明書の13ページをお開き願います。10款教育費、7項保健体育費、3目体育施設費の県営体育施設整備事業費ですが、これは県営体育館のアリーナ天井のコンクリート片が落下したことを受けて、来年10月の国体開催までに体育館の供用開始ができるよう県営体育館の天井改修に要する経費を補正しようとするものです。改修内容は、今般のコンクリート片落下の原因がアリーナ中央付近のメインアーチとつりケーブルの接点の軽量コンクリートの破断と考えられることから、他の箇所でも同様の事案が生じないように補強等を行うものです。

次に、繰越明許費について説明いたします。議案(その1)に戻っていただき、議案(その1)の4ページをお開き願います。第2表、繰越明許費の表中、教育委員会の所管分は10款教育費、7項保健体育費の県営体育施設整備事業の1億9,162万円ですが、これはただいま説明した県営体育館の天井改修に要する経費であり、翌年度に繰り越して使用しようとするものです。今回の案件については、工事におおよそ5カ月半の工期を要することから、今年度のなるべく早い時期から工事着工し、来年10月の国体開催までには確実に改修を終える必要があるため、予算計上に合わせて繰越明許費を設定し、円滑かつ確実な改修工事を行おうとするものです。

次に、債務負担行為について説明いたします。ページをめくって6ページをお開き願います。第3表、債務負担行為補正、1追加の表中、教育委員会の所管分は、表の一番下の5、指定管理者による図書館運営業務であり、後ほど説明します公の施設の指定管理者の指定に関連して、期間及び限度額をそれぞれ定めようとするもので、期間は平成27年度から平成30年度まで、限度額は5億1,000万円としようとするものです。

なお、表の2、環境生活部所管のいわて県民情報交流センター管理運営業務に係る債務負担行為には県立図書館の維持管理業務分も含まれておりますので、御了承願います。

予算関係の説明は以上ですが、引き続き公の施設の指定管理者の指定関係について、担当の総括課長から説明いたします。

○松下生涯学習文化課総括課長 教育委員会関係の指定管理者の指定に関する議案について説明いたします。

初めに、議案第25号岩手県立図書館（維持管理業務）の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて説明いたします。議案（その2）の30ページをお開き願います。提案の趣旨、指定管理者の候補者の選定の経緯を含め、便宜お手元に配付しております資料、岩手県立図書館（維持管理業務）の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてにより説明いたします。全部で4枚物の資料です。

1の提案の趣旨ですが、岩手県立図書館は県民活動交流センター、岩手県立視聴覚障がい者情報センターとともに、いわて県民情報交流センター、愛称アイーナ内に設置された公の施設です。施設の維持管理業務については、いわて県民情報交流センター全体として指定管理者を指定しておりますが、平成28年3月31日をもって現在の指定管理期間が終了することから、次期指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、2の指定管理者の指定ですが、公募を行ったところ、1グループから応募があり、いわて県民情報交流センター指定管理者選定・評価委員会の審査結果を踏まえ、株式会社NTTファシリティーズ、株式会社東北博報堂、鹿島建物総合管理株式会社、一般社団法人岩手県ビルメンテナンス協会及び岩手県ビル管理事業協同組合の5社で構成する結グループを指定しようとするものであり、指定の期間は平成28年4月1日から平成31年3月31日までの3年間とするものです。

次に、3の指定管理者の候補者選定の経緯ですが、いわて県民情報交流センターの指定管理者の選定と運営評価を一体的に行うため、平成24年4月に有識者によるいわて県民情報交流センター（アイーナ）指定管理者選定・評価委員会を設置しており、当該委員会において審査を行ったところです。

2ページをごらんください。4の選定方法ですが、審査は2段階で行っており、第1次審査として応募者の資格審査、第2次審査として選定・評価委員によるプレゼンテーション審査を行い、その結果、3ページにあるとおり、今回提案した指定管理者について、県民の平等な利用を確保し、施設の効用を最大限に発揮した県民への質の高いサービスの提供が期待できるとともに、計画に基づいた管理を安定して行う物的・人的能力を有しているとして評価され結グループが指定管理者の候補者として選定されたものです。

最後に、4のその他ですが、本議案による岩手県立図書館の維持管理業務の指定管理者のほか、いわて県民情報交流センター条例に基づき設置されております県民活動交流センター及び岩手県立視聴覚障がい者情報センターに係る指定管理者を一括で募集、選定した

ものです。なお、指定管理者の指定についての議会の議決は公の施設ごとに必要であることから、議案をそれぞれ提出しているものです。

次に、議案第 26 号岩手県立図書館（運營業務）の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについて説明いたします。お手元に配付しております資料、岩手県立図書館（運營業務）の指定管理者を指定することに関し議決を求めることについてにより説明いたします。全部で 3 枚物の資料です。

初めに、1 の提案の趣旨ですが、岩手県立図書館（運營業務）の現在の指定管理者の指定期間が平成 28 年 3 月 31 日をもって終了することから、平成 28 年 4 月 1 日から次期指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものです。

次に、2 の指定管理者の指定ですが、公募を行ったところ、1 団体から応募があり、教育委員会所管文化・社会教育施設指定管理者選定委員会の審査結果を踏まえ、株式会社図書館流通センターを指定しようとするものであり、指定の期間は平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 3 年間とするものです。

次に、3 の指定管理者の候補者選定の経緯ですが、平成 27 年 7 月に、外部委員 5 名で構成する教育委員会所管文化・社会教育施設指定管理者選定委員会を設置し、当該委員会において審査を行ったところです。

2 ページ目をお開き願います。審査は 2 段階で行っており、第 1 次審査として書類審査、第 2 次審査としてプレゼンテーション及び面接審査を実施しました。

(5)、審査結果ですが、審査は県民の平等な利用の確保、効果的・効率的な管理運営、管理を適正かつ確実に実施する能力の観点で各選定委員会が採点を行った結果、(6)の選定理由にあるとおり、今回提案いたしました指定管理者について、現在の管理受託者としての長年の経験に基づき、充実した企画展の開催と関連資料の活用、子育て世帯向けの環境整備、県内各市町村の公共図書館との連携、レファレンスデータの効果的な活用、コンシェルジュによる利用案内等の積極的な取り組みが高く評価され、株式会社図書館流通センターが指定管理者の候補者として選定されたものです。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○千葉進委員 前にいただいた商工文教委員会資料の一番後ろに人数の表があつて、約 50 名のスタッフの中で、障がい者雇用は 101 ページにあるのですが、聞きたいのは、私の認識不足もあるのですが、教職員と県立図書館との人事交流、あるいは研修があつてもいいのではないかという認識でしたが、指定管理者でやった場合、まずそれはないのだろうかと思うのですが、まず 1 点目は、高校あるいは中学校の図書館は C A S A を使っておりますけれども、県立図書館では何を使っているのか。それから、今後県立学校と県立図書館のネットワークはどうなっていく見通しなのか。そして、人的な部分で交流はできないのか、そこをまずお聞きします。

○松下生涯学習文化課総括課長 初めに、県立図書館で使っているシステムですが、富士

通のアイリスというシステムを県立図書館用にカスタマイズして使っております。また、県立学校とのネットワークについては、使っているシステムが違いますので、現状で県立学校等にネットワークはつながっておりませんが、各市町村立図書館や大学の図書館に関しては相互検索ができるようなシステムになっております。

人事交流については、今の指定管理者は図書館の運営業務をやっていただくこととしており、指定管理者のほかに県立図書館の職員として、館長を含め9名の職員を配置しております。現状として、その9名の職員で、指定管理者の協力も得ながら、市町村立図書館や公民館図書館を対象として、図書館運営等に関する指導助言ということで訪問支援を行っている現状です。今後県立学校等からそのような図書館運営とか、読書活動の普及といった観点での校内研修会への派遣要請があれば、県立図書館、また指定管理者と相談しながら対応していきたいと考えております。

○千葉進委員 その資料の 69 ページにあるのですが、この資料を読ませてもらうと、県立図書館は、市町村立図書館、それから義務制の学校との交流はかなりやっているという中で、そのページの一番後ろに、次期からということで、新たに市町村立図書館等の研修会に講師派遣が明確に業務範囲に入りましたというところに、今後県立学校も入れてもらいたいと思いますが、今の答弁の中には含まれていない気がするのですけれども、そのところだけ確認させてください。

○松下生涯学習文化課総括課長 現状、市町村立図書館の支援が県立図書館の業務の大きな柱になっておりますけれども、今回から指定管理者にも研修会、講習会といった場面に協力いただくことで、業務水準を変更しております。今後県立学校等から校内研修とか、各地区で県立学校の方々がやっている研修会等に要請がありましたら、指定管理者とも相談しながら対応を検討していきたいと考えております。

○斉藤信委員 まず、図書館流通センター、これはどういう会社なのかを示してください。それと、図書館長は今まで教育委員会から出ていたと思いますが、県教育委員会と図書館流通センターとの関係は、今はどうなっているのか、そこらをお聞きしましょう。

○松下生涯学習文化課総括課長 株式会社図書館流通センターは 1979 年に設立され、東京に本店があります。従業員総数は、平成 27 年 1 月現在で 6,640 人になっております。主な業務内容ですが、公立の図書館や学校図書館を中心として、指定管理者を含めて管理運営業務を受託、また図書館用書籍の加工とか書誌データの作成、販売を行っている会社です。

もう一点、県立図書館における県教育委員会と指定管理者の関係ですけれども、カウンター業務や利用案内などのサービス業務、広報、企画展の開催等を指定管理者に委託しており、県の職員は、運営方針の策定や図書資料の選定、市町村立図書館の運営支援等を行っており、指定管理者と県の職員の役割分担をしながら業務を進めているところです。

○斉藤信委員 そうすると、図書館長は県教育委員会の現職かな、それと何人か行っているのですか。県教育委員会からどのぐらいの人員が運営方針に携わって、どういう役割を

果たしているのか。

それと、本会議でも聞いたけれども、図書館流通センターの正規職員と有期採用の職員の状況、賃金水準を示してください。さらに、図書館司書の資格を持った方がどれだけ配置をされ、その司書の待遇は正規なのか、非正規なのかも示してください。

○松下生涯学習文化課総括課長 県の職員体制ですけれども、県立図書館館長、副館長を含めて、9名を図書館に配置しております。業務については、先ほど申したとおり運営方針や図書選定、市町村立図書館の支援を主に県で持っております。

指定管理者の図書館流通センターの職員体制ですけれども、正規職員が11名、有期採用職員が40名の合計51名の体制で行うという申請を受けております。それぞれの賃金水準ですが、正規職員の給与年額の平均は約400万円です。有期採用職員については約270万円と、図書館流通センターから聞いております。

また、図書館流通センターの中での司書資格を持っている職員の割合ですが、51名中39名が司書資格を有しており、約8割になっております。司書資格の有無での待遇について、詳細は把握しておりませんが、司書資格を有している方のほうが待遇としては優遇されていると聞いております。

○斉藤信委員 司書の資格を持っている方が39名で、正規職員が11名ですね。だから、司書の資格を持ちながら、恐らく多数は非正規、有期雇用になっているということで、これは改善させるべきでしょうね。これはなぜなのか。資格を持って仕事をしている方が、恐らく1年雇用だと思うし、この辺の改善は企業努力なのか、それとも委託費が決まっているからこうせざるを得ないのか。私は後者のほうが主要な要因だと思うけれども、岩手県は県が締結する契約に関する条例を制定して、適正な賃金水準の確保というのが重要な課題になっているのです。図書館流通センターは51名のうち40名が有期雇用ですよ。私が調べた中で有期雇用の比率が一番多いと言ってもいい。これは異常だと思います。あれだけ大事な文化活動の中心にいる人たちが、全く不安定な職場にいる。これは改善されるべきだと思いますが、いかがですか。

○松下生涯学習文化課総括課長 有期採用とするか正採用とするのかは、各企業の判断になるとは思いますけれども、図書館流通センターにおいては、指定管理を受託して9年、こととして10年目になっておりますが、この9年間に延べ12名の職員を有期雇用から正規職員に採用している状況です。また今回提出された申請書を見ますと、今後も引き続き正社員の採用に取り組んでいくと聞いておりますので、職員の処遇改善に積極的に取り組まれている企業だと認識しております。

○斉藤信委員 今度の指定期間は3年ですよ。さきに議論した勤労身体障がい者体育館は5年でした。図書館業務というのは、ある意味では安定性が最も問われる分野で、私は5年にしても差し支えないのではないかと。ある意味でいけば安定した雇用の確保の条件にもなるので、なぜこれは3年にとどまっているのか。5年に延長しても差し支えないのではないかとと思いますけれども、いかがですか。

○**松下生涯学習文化課総括課長** 県立図書館指定管理については、指定管理期間3年に設定しておりますが、確かに制度としては3年から5年の間で定めるとなっており、本県においては3年で設定しているほうが多いと認識しております。また、3年という期間が短いという指摘もありますけれども、3年に1回公募して競争入札をすることで、指定管理者側の企業努力といいますか、創意工夫というのを3年に1回点検しながら改善していきたいという思いもあり、現在3年で設定しているところです。

○**斉藤信委員** 最後に教育長にお聞きしたい。県が締結する契約に関する条例が制定された以上、岩手県が発注する事業で、圧倒的に非正規が多いという職場は改善、改革されるべきです。何が障害なのか。まして先ほど聞いたように司書の資格を持っている方々が多数ということですから、しかるべく待遇改善を図っていくべきだと。そして、図書館業務というのは、競争より安定性が求められている分野だと思います。そして、そのことでいくらかでも改革はできるわけですから、せめて5年。指定管理者制度そのものが、根本的にこの制度でいいのかというのを検証する時期だと思います。そういうことも含めて、教育長の答弁を求めて終わります。

○**高橋教育長** 指定管理者制度の狙いについては、適正な競争関係の中で行政コストを低減する、そして住民サービスを維持向上するという観点から導入しておりますけれども、それぞれ企業努力をお願いしつつ業務をやっていただくということで、コスト面については、最終的に県民利益につながってきますので、その辺を重視する視点を持っていただくことは大事だと思います。

一方、委員御指摘のとおり安定的なサービスを提供するためには、企業で働く方の勤務条件も極めて大事だと思っております。その辺のバランスを適正に保つように、今後とも指定管理者との話し合いを通じながら、環境の整備に努めていきたいと思っております。

○**ハクセル美穂子委員** 学校の中の図書館を子供向けにアレンジするような取り組みが個々の学校でやられていたりするのですが、県立図書館の業務の中で、市町村にある小学校の図書館の中のアレンジとか、子供が見やすい図書館をつくるようなアドバイスができるような司書の方が県立図書館にいらっしゃるのでしょうか。

○**松下生涯学習文化課総括課長** 県立図書館においては、市町村立図書館の支援ということで各種講習会とか講演会等に行くこと、またそういう場で先ほどの図書館の運営といいますか、どういう配架にするとか、専門知識の必要なところをさまざまな助言等をしておりますし、昨年度は、41館の市町村立図書館を回って意見交換ですとか、さまざまそういう支援もしているところです。県立図書館の職員も司書資格を持った者もおりますし、必要に応じて今指定管理者で入っている司書資格を持った方々に協力いただきながら、支援を行っております。

○**ハクセル美穂子委員** いらっしゃるということであれば、例えば小学校から県立図書館に、自分たちの小学校の図書館を改善するために司書の方をお願いしたいといった場合は来ていただけたりするのでしょうか。今市町村の図書館には行かれているということだっ



たのですけれども、学校単位でも行くことはあるのでしょうか。

○松下生涯学習文化課総括課長 現状で、学校単位で回っているかという、職員数がそこまで多くないものですから、なかなか難しい面もあるかもしれませんが、ニーズに応じながら通常業務、管理運営業務をやりながら支援できるのであれば、対応していきたいと考えております。

○ハクセル美穂子委員 もう一つ、例えば県立図書館の本を市町村の図書館で借りられるのですか。

○松下生涯学習文化課総括課長 現在県立図書館において、団体貸し出しですけれども、協力貸し出しとしてセットで50冊、100冊といった規模で貸し出しを行っており、協力貸し出しとして市町村立図書館に貸し出す。場合によっては、その市町村立図書館を通じて各市町村内の小中学校にそのものを貸し出すといったサービスも実施しております。

○ハクセル美穂子委員 実は、アメリカにいたときに、アメリカは中央に大きな図書館があって、その脇に郡の図書館があって、ネット上でつながっているのです。郡の図書館で中央の図書館の本を借りたいとオーダーをすると、それが移動してきて、自分の住んでいるところの近くで実際に本が借りられるというようなシステムがあって、それがすごく便利だったなと思っています。私は雫石なので、どちらかというとい近いのですけれども、遠くの方とか、なかなか県立図書館まで来られない方が、例えば専門書の貸し出しをしてほしいというようなオーダーをすれば、地元の市町村に送られてくるというのがあれば、もっと利用する方が多くなるのではないかと考えており、もし今後そういうのを考えていただけるのであれば検討していただきたいなと思います。要望で終わります。

○高橋但馬委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

○斉藤信委員 先ほどの質疑で述べましたけれども、競争性といっても、今回の8県営施設、全部申請は1事業者だけです。そして、この指定管理者制度を続けた結果、非正規労働者がふえたというのが結果なのです。だから、こういうことも含めて、指定管理者制度を根本的に見直す時期に来ているということの一つ指摘しておきたいと思います。

二つ目に、図書館の運営というのは、文字どおり岩手の文化、教育活動です。この分野で非正規職員が多数を占めているというのは、私は異常な事態だと。県の公契約条例の制定とも関連して、非正規職員の正規化をどういうふうに進めるのか、県としても真剣に検討していただきたい。

そして、三つ目に、指定管理期間をせめて3年から5年に延ばして当然ではないかと思っておりますので、その意見を付して私は賛成したい。

○高橋但馬委員長 ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 ほかになれば、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、教育委員会関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○千葉進委員 今図書館の話が出たので、最初に教育長に、学校図書館というものをどのように認識し、今後学校の中でどのような活用をしていくのか、どのようにしたいのかという所信的なものを伺います。

○高橋教育長 図書館の役割については、通常の教科活動をさらに進めながら、図書館機能を通じて人間形成を図っていくという大きな役割を持っているとっております。画一的な運営がなされているかという、それぞれの学校によって温度差はもちろんあると思います。さまざまな課題はありますけれども、そういう大きな役割がありますので、教育委員会や学校と意見交換等をしながら、その充実に向けて取り組んでいくことが大事だろうとっております。

○千葉進委員 人間形成という言葉が出たので、非常にありがたいというふうに思います。特にこれから岩手、いろんなものを背負っていく若者たちの教育というのは物すごく重要だと思いますので、県教育委員会の皆さんにおいては、ぜひそういう面でプライドを持って教育行政を担っていくのだということで、いろんなものを発案していただきたいと思います。確かに予算等で制限があるかもしれませんが、新しく何かをやりたいという意気込みを出すことで、何とかなっていく可能性もあるわけですので、ぜひそういった部分でお願いしたい。

そういう面でまず図書館の人員の部分でお伺いします。司書教諭、学校司書というのが新しく学校図書館法に書いてあるのですが、12学級以上での司書教諭の配置数、パーセンテージ。そして、司書教諭ですから、図書館にいていろいろやってくればいわけですが、その方々が図書館にいない場合もあり得ますので、ちょっとそこを教えてください。

○山形特命参事兼県立学校人事課長 学校図書館法により司書教諭の配置が義務づけられているのは、12学級以上の学校です。高等学校は38校、特別支援学校は7校ありますが、全ての学校に司書教諭を配置しております。司書教諭が中心となって、校務分掌で決められている学校図書館担当職員や生徒等の協力を得ながら図書館を運営しているところです。また、司書教諭の有資格者は年々ふえており、現在県立学校78校中69校に有資格者を配置している状況です。

○千葉進委員 そこはわかりました。先ほど聞いたのは、その分掌の配置。要するに、図

書館にあるべきなのに、図書館にいないという場合があるのかなのかということです。

○山形特命参事兼県立学校人事課長 司書教諭も授業等を持っておりますので、常に図書館にいるというわけにはいかないところです。専任司書教諭というのもありまして、現在不来方高校と北上翔南高校の2校に配置しているところです。

○千葉進委員 済みません、もう一回。単純に言えば、専門的になってしまうかもしれませんが、教務、総務、生徒課という分掌に、司書教諭が入っている例はないのか。そして、本来ならばその方々は図書館の勤務、学校によっては教務課の図書館勤務というのもあったりすると思うのですけれども、そこにも入らないというようなことがあるのかなのか。また、それをどう捉えているのかということです。

○山形特命参事兼県立学校人事課長 司書教諭がいろいろな分掌に配置されているという御指摘ですけれども、確かに図書館という分掌に配置されている方が一番多いのですけれども、それ以外にも教育相談、教務、総務、あるいは進路課というところで、その仕事しながら司書教諭を任務しているということはあります。それに関しては、特にも12学級以上なので、それほど小さい学校ではないのですけれども、いろいろな分掌がありまして、兼務等で二つを掛け持ちしている先生方もおりまして、全てが図書館となっていない状況ですが、県立学校の場合だと、高校生、生徒の協力を得ながら図書館業務をやっていくことにも意義があると思いますので、各学校にはなるべく司書教諭を専任というか、図書業務で働いていただくように指導していきたいと思っております。

○千葉進委員 ぜひそういう面で指導をお願いしたい。私自身も現場にいるとき、図書館にいてかなり苦勞した覚えがあります。授業をしながら図書館に行っているいろいろなものを整理していく、昼の貸し出し、あるいは放課後の貸し出しは部活動とのかかわりもあるわけです。そういう面で交代制でもできると思うのですけれども、せっかく持っている司書教諭という資格ですので、それを大いに活用できるような形にしていきたい。先ほど教育長が言ったとおり、人間形成、人格形成という形でよく学力という言葉が使われます。この言葉は余り好きではないのですけれども、子供たちがいろんなことを覚えていくのに、特にも読書というのは人格形成にも非常に大事だと思っています。そういう面で、こういう本が来ているよとか、こういう本がありますよということを授業等でもやっていける、少しでもそういう流れをつくっていくためにも、専任司書教諭をぜひ今の2名からふやすというような形をお願いしたいというふうに思っておりますけれども、その部分、一言何か欲しいのですが、よろしくをお願いします。

○山形特命参事兼県立学校人事課長 先ほどもお話ししたように、専任司書教諭は2校に配置しているところですが、今後の配置のあり方については、この2校における図書館の運営状況や各学校の意向、一方で配置に要する財源についても十分に踏まえながら検討していきたいと考えております。

○千葉進委員 もう一つ、今の専任司書教諭とは違って、新たに学校司書というのが学校図書館法の中に位置づけられましたけれども、現在はどのような形になっているのか教えて

ください。

○**今野教職員課総括課長** 学校司書については、先ほどの司書教諭と連携しながら、学校図書館の日常の運営管理等を担うということで、委員からお話があったとおり、この4月から配置の努力義務という形ですが、法に位置づけられたところです。本県の県立学校の学校司書の配置状況ですが、平成26年度で8校という状況で、率にして12.3%という状況です。

本県においては、これまで各学校における業務の実情も踏まえて、事務職員の役割としてきちっと明確に位置づけて、先ほどの司書教諭を中心としながら、事務職員の適切な協力によって円滑な学校図書館運営を各学校に要請してきたところです。専任の学校司書の配置は財政負担も出てきますので、今回の法改正の趣旨を適切に踏まえながら対応していきたいと考えております。

○**千葉進委員** 今、高校教職員組合というところが約12年前につくった資料と、2014年につくった資料を持ってありますけれども、さっきから私が聞いているのは、はっきり言えば12年前につくった資料とほとんど同じ状況で、なかなか進んでいません。岩手県の司書教諭は去年2校だけ、学校司書の配置は8校ということですが、全国の公立高校の学校司書の配置は71%、岩手は最低レベルということなのです。全国の平均は7割、今のお話だと岩手は12.3%、全く追いついていないわけです。図書館の役割を考えたとき、専任司書教諭が難しいならば、学校司書を置くことによって開かれた図書館で生徒たちが集まってくる、いろいろ学べる形になってくれればよいと思っていますので、ぜひこの司書教諭、学校司書、専任司書教諭をふやす形で今後の取り組みをお願いしたいと思います。

あと1点だけ、図書館を担当すると、私もやったときに思っていましたけれども、CASA、このコンピューターがまず古い。各学校に入れた当時のままです。よく故障します。スイッチを入れてもなかなか開かない状況で、研修を受けなければ全く使い方がわからない。では、その研修会があるかという、ほとんど行われていない。確かに総合教育センターでやっているのもあるのですが、自分の学校のコンピューターを使っているわけではないので。そういう面で、CASAを使える人、特にも専任司書教諭2人がいるのですから、県南、県北に分けるとかして、各学校回って歩くとか、新しく図書館担当としてCASAを使う人に対する研修の機会を考えていただきたい。ただ、それにしてもコンピューターが古いので、ぜひそういったところをやっていただきたいということで、答弁をお願いします。

○**岩井高校教育課長** 蔵書管理に関するソフトであるCASAの研修ですが、県立学校においては平成18年度から平成21年度まで、悉皆で研修を行ったところです。操作方法の継承については、各学校で適切に行われているものと考えておりますが、その辺の事情は学校の話もいろいろ聞きながら、操作方法の充実については配慮していきたいと考えております。

コンピューターの更新はなかなか苦しいところがあります。実際にCASAを導入して

運用しておりますけれども、その使い方に関しては蔵書管理が主であり、十分に使用に耐え得るという現状もあります。その辺はこれからの次期学習指導要領の検討に当たって、アクティブラーニングといったキーワードで示されるように、生徒の主体的な、協働的な学習がさらに進められるようですので、そういった教育課程、学習内容と図書館との関係も見ながら、蔵書管理についても将来的な方向等を見ながら、今後は検討していきたいと考えております。

○千葉進委員 わかるのですけれども、やはり現場に行ってみてください。

最後に教育長にお願いします、勇気ある発言で、図書館を今後こうしていきますと、先ほど言ってくれたものにプラスで何か言っていただければと思います。

○高橋教育長 基本的な方向性として、学校図書館の役割というのは極めて大きいと思っております。具体的な改善の手法については、一律的にやるのも一つの考え方ですけれども、今経営資源が制約されている、これは人的な面もちろんそうですけれども、その中でどのように充実させていくか、各学校とその辺の事情を情報共有しつつ、また一例として先ほどコンピューターの話がありましたが、具体的に学校間での相違もあると思っておりますので、その辺の状況を踏まえながら対応していきたいと思っております。

○千葉伝委員 高校教育の関係で簡潔にお聞きします。一つは来年度の募集関係、もう一つは高校再編であります。

最初に、来年度募集に当たって、これまでもいろいろな場面で答えているかもしれませんが、わからない部分があるのでお聞きしたいのですが、学級減とか、その対象となる高校等があるのでしょうかという点の一つ。

○木村高校改革課長 来年度の高校入試に係る募集定員の関係ですが、平成 27 年度と同様で、学級減等はありません。

○千葉伝委員 了解しました。

二つ目、高校再編で、高橋教育長初め各地域に直接足を運んだりして鋭意進めていることについては敬意を表します。お聞きしますと、今各首長たちに直接行っているような話をちょっと聞いているのですが、それは、例えば今度の再編計画に合わせた取り組みなのかどうか、今取り組んでいる状況をまずお聞きしたいと思います。

○木村高校改革課長 高校再編について、これまで地域の代表の方を対象とする地域検討会議等をやってきた際に、市町村の首長が出ているような場では、なかなか本音を言いにくいというお話等もあり、個別に意見交換するような場も設けてほしいというお話等もありましたので、その機会の調整をしているところです。そういったこともやっていかなければならないと考えております。

○千葉伝委員 今度の再編計画は、まだ議会にも示されていないので、そういう取り組みをしているということは、具体的にいつごろをめどに再編計画を示す予定なのか。その場合は、前もってかどうかがあれですけれども、もちろん議会の場でも示すのか、そのあたりの状況を教えてください。

○高橋教育長 高校再編の具体案については、本会議の場でも年内を目途に公表したいと申し上げてきました。そういう中で、本年7月に高校教育の基本的方向の改訂を行っております。それを踏まえつつ、これまで各地域で五十数回にわたって地域検討会議、県民との意見交換、出前説明会等を行ってきました。現在具体的な検討作業に入っているところです。

実は、今月中旬に総合教育会議の開催を予定しております。総合教育会議には、知事と各教育委員全委員が出席しますが、そのテーマに取り上げつつ、基本的な考え方についての協議もしたいと思います。また、教育委員会での議論も踏まえて具体的な再編案を策定することを考えており、現在各首長の御意見もさらに丁寧にお聞きしているところですが、その案を公表する段階においては、当然議会の皆様方にもその情報を提供した上で公表したいと考えているところです。いずれ年内中を目途に考えております。

○千葉伝委員 そういうことで頑張ってくださいと思います。いずれ皆さんから何回もお話が出ているのは、地域における高校の実情等を勘案しながら進めていただければということです。これは要望です。

○斉藤信委員 私も最初に高校再編について聞きますけれども、この基本方針の、原則として1学年4ないし6学級程度というものは、岩手の高校の実態に合わないのだと思います。一般質問で高田議員が質問しましたが、この基準に合わない学校は43%でしょう。半分近くがこの基準に合わないということになると、半分近くが統廃合の対象になるということなのです。1学級の高校、2学級の高校、3学級の高校はそれぞれ何校ありますか。

○木村高校改革課長 学校規模の関係ですが、1学級校が4校、2学級校が13校、3学級校が10校です。

○斉藤信委員 それで43%が望ましい学級規模でないということは、実態に合わない基本方針になったと思います。

議会ではこういう答弁をしているのです。再編計画の方向性について、生徒数の減少に対応するための望ましい学校規模の確保と適切な配置。二つ目、広大な県土等の地理的条件を考慮した教育の機会の保障。順番がずれましたけれども、三つ目、地域と連携した魅力ある学校づくり。この地域と連携した学校づくりというのが、最初に答弁されておりました。そして、ハクセル議員の質問の答弁で、こういうのもありました。近隣高校への通学が極端に困難な地域の高校などについては、特例として1学級であっても一定の生徒数を維持できる限りは存続させていくことも含め、全県において教育の機会が保障されるよう高校の配置、そのあり方について検討を進めていく。

それで、実際に高校再編を考える上で、この三つが計画の方向性ですか。そして、1学級規模の高校についても改めて確認しますが、こういう考え方で検討するということなのですか。

○木村高校改革課長 計画の方向性について、現在検討している内容としては、当然、生

徒数に対応するための望ましい学校規模の確保と適切な配置という部分もありますが、一方で広大な県土の地域的条件を考慮した教育の機会の保障という部分も、当然考えていかなければならないと考えております。教育の質の保障、機会の保障については、どちらも十分考慮した上で考えていかなければならないということと、地域と連携した魅力ある学校づくりについても、市町村とも十分連携した上で進めていかなければならないと考えているところです。

○齊藤信委員 基本的な計画の方向性としてはいいと思いますが、1学級の問題についてこういう表現ですね、通学が極端に困難な地域の高校と。通学が極端に困難な地域の学校とは、何校あるのですか。

○木村高校改革課長 通学が困難な地域で考えておりますけれども、地域検討会議等でも説明しましたが、ことしの7月に中学生アンケートを行った際、通学時間をどのように考えているか質問したときに、60分を許容すると考えている生徒が7割、90分、1時間半という回答を約2割いただいたこと。そして、今小中学校の統合等のガイドライン的なところで、通学時間が60分と示されておりますので、高校は若干長目に見られるのではないかとといったこと。あと、それぞれの地域の公共交通機関の状況を見ながら、通学が困難な地域を考えていかなければならないと考えております。

○齊藤信委員 どこからどこまでが90分、60分かということなのです。大体60分というのは、どこまでも行けますよ。車で60分だったらどの高校にも行けます。その話は、余りにも抽象的だと思いますよ。大体今の高校に通うのに何十分もかかっている生徒がいるわけです。どの起点を60分と考えるのか、そこをお聞きしましょう。自宅ですか、中心部ですか。

○木村高校改革課長 地域検討会議のときに、通学が困難な地域ということで皆様に示した資料では、鉄道等がある場合にはその時間が幾らになるのか、バスといった公共交通機関で移動した場合にどれぐらいの時間がかかるのかということ、それぞれの高校がある場所までの時間を参考として示したところですが、当然そこよりも奥から通っている方々もおりますので、自宅からどういう形で通学するのか、主に公共交通機関等を使って通学することになると思いますけれども、そういったことで考えていかなければならないと思っております。

○齊藤信委員 わかりました。今公共交通機関が不十分で、全ての高校生が公共交通機関を使って通学できている状況ではないことを率直に指摘しておきたいと思えます。最大限、地域に必要な高校は地域の要望に基づいて存続をさせるということも真剣に考えていただきたい。

それで、この間、県教育委員会は丁寧に議論を進めてきたと思います。問題はこれからなのです。年内に具体的な再編計画を示して年度内に決めるというのでしょうか。具体的な高校再編計画が示されてから本格的な議論が始まるのです。今までは抽象論なのです、自分の高校がどうなるかわからないのだから。年内に具体的な統廃合計画を示して、初め

て自分たちの高校がどうなるのか示されて、そこから本格的な、真剣な議論が始まるのです。ところが、年内に計画を示して、年度内、3月末には決めますよというのでは、今まで丁寧にやってきたのに、最後は一気に呵成というふうになってしまうのではないかと思います。私は、これからこそ本当に丁寧に進めて、地域の多くの関係者が納得するような計画にしていかななくてはならないと思いますけれども、年度内に決めるというようなスケジュールでこれをやったら難しいと思うけれども、この点はいかがですか。

○木村高校改革課長 今後の計画策定の取り組みですけれども、まず今月中の再編計画案公表に向けて、現在具体の検討を進めております。そして、計画案公表後、来年1月から2月にかけてパブリックコメントを行い、その一環として地域代表を対象とする地域検討会議、県民を対象とする説明会を県内9ブロックで開催するとともに、要請による出前説明会も開催するなど、これまでと同様に丁寧に意見を伺っていくものです。その後、寄せられた意見への対応を慎重に検討の上、来年3月中を目標に再編計画の策定を進めることとしております。ただし、パブリックコメントでの意見や、あるいは基本の状況というところでは意見交換をさらに重ねていくものでして、現時点では年度内の策定に向け、努力をしていきたいと考えております。

○斉藤信委員 私は、具体的な再編案を示してからこそ、本格的で真剣な議論が始まるし、地域や住民の関係者の理解と納得が必要だと思えます。そこを今まで以上に丁寧にやっていただきたい。これは教育長に一言お聞きします。

○高橋教育長 この4月に基本的な考え方を公表しましたがけれども、その際にも地域の意見を伺いました。これまでの検討の中で、さまざま議論がありまして、その中では計画案を出すのが拙速だという話もありました。また、全市町村がふるさと創生に取り組む中、教育の質の保障という観点も含め、総合的に望ましい計画案を出したいことから、丁寧な意見交換等をしてきたところであり、そういう意見を十分に踏まえつつ、できるだけ県民の皆さんの意見に沿った計画案の策定に向けて鋭意、努力しているところです。その上で、現在年度内を目途に計画を決定したいと考えております。

○斉藤信委員 これで最後にします。これからがまさに本番というつもりで、本当に丁寧にやっていただきたい。

最後に、いじめの問題です。条例で設置された岩手県いじめ問題対策連絡協議会の第1回の会議が開催されましたが、どういう議論がされたのか。

二つ目は、矢巾町のいじめ自殺事件について、当該校、町教育委員会、第三者委員会の取り組み状況はどうなっているか示していただきたい。

○大林生徒指導課長 県のいじめ問題対策連絡協議会ですけれども、12月2日に協議会が開催されました。内容としては、事務局よりいじめ防止等にかかわる三つの条例に基づく対応、平成26年度の問題行動等調査、いじめ調査の県内の状況、矢巾町の重大事案に係る当該校、矢巾町教育委員会、県教育委員会の対応等について説明を行い、委員の方々の情報の共有を図った。その後、各委員からいじめ問題に関する意見及び各団体から取り組み



の紹介等がありました。その一部を紹介しますと、子供たちは成長の過程でしばしば人間関係上のトラブルを起こすことがあり、このような中で、本当に防ぎたいのは自死であり、本当に守りたいのは人権だということを確認した。学校において、多くの臨床心理士がスクールカウンセラーとして勤務しており、子供との面談において丁寧に聞き取り、どのように学校と情報を共有していくかが課題であると考え。子供の信号を一番早くキャッチできるのは保護者であり、保護者と教職員の距離を縮めて、心を一つにして取り組んでいきたい、といった意見等がありました。今後この記録を整理して、市町村教育委員会や学校に提供し、いじめ問題の対策に生かしていきたいと考えています。

次に、矢巾町の第三者委員会については、6人の委員構成で、9月7日に第1回目の委員会が行われ、10月3日までの間に7回の委員会が行われております。現段階では、全校生徒と保護者、教職員へのアンケート等を行い、今その集約をしており、今後聞き取り等に入ると伺っております。

○**斉藤信委員** 私は、教育委員会、当該校での取り組みを聞いたのです。協議会の議論の中でも、被害者とあわせて加害者の対策が必要だという意見もあったと聞いていますが、本当にそうだと思うのです。被害者を優先的に守るとするのは緊急課題ですけれども、あわせて加害者の問題を解決しないと、この問題は解決しないのです。当該校でも、これはなかなか複雑だと聞いておりました。そういう点で、最近当該校では生徒会の集会なども開催されたようですし、加害者に対するさまざまな支援も含めて、町教育委員会としてどんな取り組みをされているのか、さっき聞いたのだけれども、これを聞いて終わりますから、しっかり教えてください。

○**大林生徒指導課長** 当該校では2学期を迎えるに当たって、職員会議も含めて職員間での情報共有等を図りながら、しっかりスタートを切れるように取り組んだということでした。委員御指摘のとおり、1学期末に生徒の有志から、いじめ撲滅のための集会といったものも出て、8月28日にその集会を行ったということ。その集会を受けて、生徒会等で検討した結果、12月2日の生徒総会で新たな合い言葉というものが発表されたといった取り組みをしています。

あとは、いじめの当事者にかかわる対応についても、教育の場ですので、大変重要な役割だというふうなことは認識しております。いじめの当事者にかかわる対応も当該校で行っているということです。

○**小西和子委員** 最初に、大槌学園が1面トップ記事で報道されて、本当にびっくりしました。このことについてまず伺います。

4・3・2制導入と大きく報道されましたけれども、指導要領やカリキュラムを大幅に変更しなければならないわけです。被災した地域ですから、復興が進むにつれて、他に避難していた方々が戻っていることが予想されますけれども、指導要領、カリキュラムが変更されることにより、転入生の受け入れに支障はないか。また、転出する児童生徒も多いというふう聞いておりますが、このことについてはどうでしょうか。保護者、児童、生

徒、教職員、地域住民への十分な説明は行われているのでしょうか、まずここまでお伺いします。

○藤岡義務教育課長 大槌学園のカリキュラム等の変更、転出入、それから説明について、今4・3・2という制度の変更のお話がありましたが、新制度に移行しても、基本的には6・3の前後期制を踏まえながら、その中で柔軟に4・3・2という区切りをもって学んでいくことが許容される状況になります。

カリキュラムの変更については、制度導入により特例が認められますので、義務教育学校においては変更が容易になるというのはそのとおりですが、大槌学園の場合は、現在特例校申請をしながら小中一貫教育を進めているという状況にあり、現行の学習指導要領に基づいた教育過程編成を基盤として、小中一貫を進めたいという学校の意向も最大限受け入れるやり方で進めているようです。この方針については、大幅な変更はないと聞いているところです。

現在進めている小中一貫教育の特色として、ふるさと科という特別な教科を設定しておりますけれども、その導入に当たっては、現行の総合的な学習の時間を有効に使う形をとり、学校教育法施行規則で示されている標準の総授業時数の中で展開しているという現状があります。来年度から制度校になっても、今年度のカリキュラムをある程度踏襲しながら、その範囲の中で進めていくと聞いております。

転出入については、制度校、現行制度の小中学校においても、十分配慮するのは当然のことと認識しております。大槌学園では、現在の特例校申請の中でも、現行の学習指導要領に沿って計画しており、転出入に当たり円滑に接続できるよう配慮していくと明記しておりますので、この部分を踏襲していくものと考えておりますが、制度の導入以降、特例の教育課程の編成によって教育を実施する際には、転出入の児童生徒の教育に支障がないように特段の配慮が必要になってくると考えており、今まで以上に保護者や児童生徒へ丁寧な説明をすることと、相手先の教育委員会等と連絡を密にすることが必要だと思いますので、県教育委員会としては、町教育委員会に対して適切な対応を継続するよう指導していきたいと考えております。

それから、説明等については、制度導入に当たり保護者、地域の住民の方々の理解、協力を得るために、これまでさまざまな形で説明会等を実施してきたと聞いております。震災の甚大な被害があった町ですので、新たなまちづくりと結びつけながら、保護者のみならず地域の関係者、地域経済の団体、関係部局、支援に入っているNPO団体等からも委員を選出して検討会を設立し、その中でずっと検討してきたという経緯があります。さらに、全職員を対象にした検討会や町民対象の地域説明会も、年度ごとに数度重ねて行われてきたようですし、広報活動も活発にしながら、広く情報発信をしてきたと聞いております。県教育委員会では、町として可能な限りの機会を設定して、丁寧に進めてきたものと認識しているところです。

○小西和子委員 この記事を見たときは、本当にどうなるのだろうと思ったのです。カリ

キュラムの前倒しというようなことはないということですね。安心いたしました。

それから、今建設中の学校は、大槌高校の敷地内に建てられているというので、大槌高校も何とか存続させたいという思いも伝わってくるなと思っております。

かつて大槌中学校は指導困難校でした。一時落ち着いたのですけれども、また指導を要するということもありますので、もちろん学園であるからということもありますし、そういうことも加味して、教職員定数や加配教職員についてお伺いします。

あわせて、これは岩手県で初めての試みですので、課題をどのように捉えているのかということ、最後のところは教育長にお伺いします。

○佐藤小中学校人事課長 教職員定数と加配教職員について、公立の義務教育学校に係る学級編成及び教職員定数の標準は、前期課程は現行の小学校と、後期課程は現行の中学校と同等としております。よって、前後期課程のそれぞれの学級数により教職員定数が決まるものであり、考え方としてはこれまでと同じということになります。

管理職については、校長は1人、副校長は前期、後期課程にそれぞれ1人、加えて総括担当副校長を1人置いて、校長1人、副校長3人の合計4人となります。加配教職員については、新設に伴うさまざまな対応を円滑に進めるため、1年間を原則にはありますが、加配を行い、支援する予定としております。

○高橋教育長 議会で条例等が可決されることが前提ですけれども、そういう合意形成がなされれば、大槌学園は本県第1号の義務教育学校になります。

これまで、準備期間等を十分設けながら準備をしてきたということですが、移行時点ではさまざまな課題が出てくると思います。その辺は町教育委員会と十分に情報共有しながら望ましい学校経営、そして子供たちを育む環境をつくっていくということで、今後ともなお力を入れながら支えていきたいと思っています。

○小西和子委員 緩やかな移行と捉えてよろしいわけですね。本当に安心いたしました。

では、二つ目です。中学校数学教員研修会についてお伺いいたします。これも新聞報道がありました。数学学力の向上の対策ということですが、どのような趣旨で県内の全部の中学校の2学年担当数学教員を対象に研修会を行ったのか、まずお伺いいたします。

○小野寺学力・復興教育課長 趣旨について、一つは全国学力・学習状況調査の結果を踏まえて、課題を共有しながら指導の方策等について協議し、これからの指導改善に生かすこと、また県内の中学校の数学教員が一堂に集まって、授業構想や学習強化等についての講義、演習を通して、みずからの授業力向上並びに生徒の学力向上に資することです。また、研修会においては、参加者に対し、学校内での横断的な取り組みや小中高の縦断的な連携を大切にしながら、PDCAサイクルを回す校内での中心的役割を担う意識を持ってほしいと伝えたところ です。

○小西和子委員 今まではこういう研修会は行われなかったわけですが、今回行ったということは、来年度の全国学力・学習状況調査の事前練習をなさいたいというような、そういうことを助長する内容ではないかという声が現場から上がっております。県教育委

員会は、事前練習は趣旨に反するということを通知しておりますけれども、それとは矛盾しないのでしょうか、お伺いします。

○小野寺学力・復興教育課長 本研修会は、県全体として課題が継続している学習内容について、授業づくりの視点で課題を解決して学習内容の定着を図るために実施したものです。研修では、数学の指導と評価のあり方について調査結果の分析を踏まえ、学年をまたいだ学習の系統性をどのように生かして指導すればよいのか、また各学期における評価問題、いわゆるテストですが、それをどのように改善すればよいのか等について研修を実施したものであり、決して全国学力・学習状況調査の対策としての事前練習を助長するものではありません。したがって、通知とは矛盾していないと認識しております。

○小西和子委員 ある町の教育委員会で、岩手県学習定着度状況調査の事前、事後指導についてという通知があり、無回答にならないように指導すること、検査中の声かけ支援も適切に行う、昔田植え方式というのがありましたけれども、そういうこと。二つ目としては、この調査が来年度の全国学力・学習状況調査につながっていること、中学2年生には全国学力・学習状況調査、高校入試までつながっていることを理解させること、おどしですね。それから、三つ目としては、結果を保護者に周知させることと子供たちの次への意欲につながるよう指導することということで、県教育委員会の通知があるにもかかわらずこういう通知を出している教育委員会もあります。

それから、あるところの調査によりますと、事前練習を行ったかという問いに対して、小学校では3分の2、中学校では3分の1が事前練習をしているということです。これがどういう支障があるかということ、正規の授業時間というのは本当にぎりぎりしかとれないので、ほかの授業を潰してこの事前練習をすることになるわけで、いびつなカリキュラムになってしまうことが非常に問題だと思います。

全国比較になったときに、少しでもよくしたいという思いがある方もいらっしゃると思うのですが、本当に子供たちの学ぶ力はどのようなものかということです。近くの県で、小学校、中学校のときはナンバーワンだけれども、なぜか大学入試センター試験になると普通になってしまうという県があります。その友人に聞きますと、もうがりがりと練習するのだそうです。とにかく必死になって練習する。当たり前でしょうと言われたのです。それが子供たちの何になるのだと、いつもそういう話をしています。そういうことで私は県教育委員会の通知は素晴らしいなと思います。

それで、東北各県との教育環境の比較について、そこを是正していかないで、ただただマンパワーだけでやろうとしているところがあります。小学校、中学校の少人数学級は、宮城県と並んで一番下です。県教育委員会の皆さんは、そういう実態を一番御存じなわけです。今一番言われるのは、支援を必要とする児童生徒への対応、発達障がいという病名がついている生徒もいますし、そうではなくても、そのようだなと思われる生徒はかなりの多いです。ある中学校に行ったら、じっくりと授業をしたいのだけれども、できない状況にあるのだということです。サポートの人は限られた人数だから、とにかく安全確保のた

めに授業をそこでストップして、その子供を探しに行ったりする、そのような授業をやらざるを得ない。マンパワーが必要です。

それから、他県が早く小学校1年生から中学校3年生まで少人数学級を実施しているときに、岩手県は小学校1年生、2年生、3年生、4年生、中学校1年生だけです。そういうことなのに、とにかく学力は上げろというのは、ちょっとおかしいのではないかと思います。時間もありませんので、教育環境のことについてどのように捉えているのか、これは教育長にお願いいたします。

**○高橋教育長** 少人数学級をさらに進めてほしいという趣旨も含んだ御質問だと思います。現在財政制度審議会の建議で、少子化の進行とあわせて、各県に配分している加配定数を全体的に見直すべき、全国で3万7,000人の教員定数を削減可能だという建議がなされています。現在の教育課題は多岐にわたっておりますから、県教育委員会としてはこの教員定員をむしろ拡充すべき、今ふるさと創生という大きな課題に対して正面から取り組むためには、教育環境の充実が必要だと思っております。現在文部科学省に対して、その充実等について要請しておりますけれども、今後なお力を入れていきたいと思っております。

そして、少人数学級を進めることも大事な視点だと思います。学校によっては少人数教育を進めるべきということもありますので、それぞれの学校現場に応じた充実方策というのを考えていくのが大事だと思います。ただ一方で、そのような大きな課題もありますので、我々はその辺をきちんと注視しつつ、適切な対応をしていかなければならないと思っております。

また、特別な支援を必要とする子供たちがふえてきているというのも、そのとおりでして、現在、すこやかサポートとか学校生活サポート、かがやきプランという中で丁寧な対応をしてきており、今後も充実に取り組むよう頑張っていきたいと思っております。

**○小西和子委員** 宮城県と岩手県を除けば、県単の財源を使って少人数学級をどんどんふやしている、中1から中3まで全て少人数学級のところもあるわけですので、前向きに捉えていただきたいと思っております。

では、特別支援教育について、盛岡みたけ支援学校、それから分教室、全て歩いてまいりました。盛岡みたけ支援学校の劣悪な教育環境についての見解を伺います。今度校長室を年度途中で高等部に移すと言っていましたから、本当に切羽詰まっているのだなと思っております。

まとめてお伺いします。高等部のトイレの2面が布カーテンになっているところがあり、子供たちは嫌がって使わないのだと校長先生から説明がありました。まず、劣悪な教育環境について。

それから、平成31年度に予定されている、現盛岡となん支援学校を改修しての知的障がい教育特別支援学校の新設と、みたけ学園、みたけの園の移転というのが知らされたわけです。私はPTAの皆さんとも親しくさせていただいており、あわせて盛岡みたけ支援学校の高等部校舎新築を関係者は切望しているのですけれども、この検討状況について伺

います。

○**民部田特別支援教育課長** まず、盛岡みたけ支援学校の教育環境について、知的障がいのある児童生徒の増加に伴い、盛岡みたけ支援学校の教室不足を初めとする校舎の狭隘化については、大きな課題と認識しております。県教育委員会では、教室不足の解消のため増築等を検討してきましたが、敷地が狭小のため、建物の建設用地と建設工事用のスペースが確保できないといった物理的な課題があり、教室の新設が困難となっているものです。このため、抜本的な改善は難しいものの、先ほど委員からお話のありました青山地区にある高等部校舎の活用などにより、引き続き現状を改善できるよう努めるとともに、移転後の盛岡となん支援学校の校舎の活用について具体的な検討を着実に進め、盛岡地域の知的障がいを対象とする特別支援学校の教育環境の充実を図ってまいります。

続いて、盛岡となん支援学校校舎を活用した新設校と、盛岡みたけ支援学校の校舎新築に係る検討状況ですが、移転後の盛岡となん支援学校の校舎の活用については、昨年度開催した活用検討委員会での御意見をもとに、知的障がい対象の特別支援学校として活用する方向性で今後具体的に検討していくところです。この場合、両校の地理的な配置が南北に分かれているため、新設校は現盛岡みたけ支援学校で盛岡地区南部の出身者が対象となると見込まれるところですが、具体的な人数など学校規模については、今後の意向調査等を踏まえて検討していきたいと考えております。このため、新設校設置後の盛岡みたけ支援学校の学校規模についても同様であり、場合によっては盛岡地区において1校舎体制になる可能性も考えられるところですので、そのことを踏まえて盛岡みたけ支援学校に関しても検討してまいります。

○**小西和子委員** 盛岡みたけ支援学校は、来年度二戸に高等部、分教室ができますので、6校舎制になります。実際に車で歩いてみたら、福岡中学校からみたけに戻るまで1時間半ぐらいかかりまして、校長先生も全部を回って歩くのは本当に大変だろうなと思いました。冬場などは、ましてです。私は、一つの学校にするのは本当に無理があるのではないかと思いますし、新しいとなん校の設置もありますので、みたけより北にもう一つ支援学校をつくるとか、6校舎制というのを解消できないものかと、実際に視察をしてみようと思ったところですが、どのようにお考えでしょうか。

○**民部田特別支援教育課長** 盛岡みたけ支援学校の6校舎制について、学校運営において情報の共有と指示伝達が重要であり、物理的に校舎が離れていることにより、特に会議や業務連絡、連携に伴う課題があります。このため、会議等での移動による教職員の負担の軽減と、これまで以上に緊密な情報共有を図るため、パソコンや電話会議システム等を有効に活用し、学校運営に支障を生じないような体制をつくっているところです。

また、二戸市においては、分教室設置先の小中学校の児童生徒との日常的な交流が進み、これまでのともに学びともに育つ教育環境の醸成を基礎として、その関係性を維持、発展させていく観点から、今般高等部を分教室として設置しようとするものです。このため、今後の体制については高等部設置に係る教育的効果や将来の児童生徒の状況を踏まえて検

討していきたいと思っております。

○**小西和子委員** 平成 31 年度を楽しみにしていきたいと思えます。

最後に、高校再編についてです。皆様方からも質問がありましたので、簡単にですけれども、これまで行った意見交換会や出前説明会で出された主な意見等を、簡潔でよろしいので、お伺いしたと思えます。

それから、岩手県人口ビジョンに基づくふるさと振興総合戦略が示されたわけですけれども、これと高校再編とのかかわりをどのように捉えているのかお伺いいたします。

○**木村高校改革課長** 意見交換会等での主な意見ですが、地域検討会議、意見交換会、出前説明会、いずれでも共通する意見が大半を占めております。これまでいただいた主な意見ですが、地域における高校の存在は非常に大きく、小規模校を含めた地域の高校の存続が必要である、地域と連携した魅力ある学校づくりが必要である、県全体の生徒数が大きく減少している中で、一定の統合はやむを得ないが、その場合でもブロック内で生徒の選択肢を確保してほしいといったような多くの意見をいただいているところです。

そして、高校再編と岩手県人口ビジョン、岩手県ふるさと振興総合戦略とのかかわりについて、県でも地方創生に向けて、岩手県ふるさと振興総合戦略を策定しており、その中でふるさととの未来を担う人づくりプロジェクトとして、高校教育の一層の充実と小規模校における教育の質の維持を目指すことにしております。具体的には、岩手県の復興を支える人材育成に資する高校教育の一層の充実や小規模校を中心に地元市町村との連携、協力により、特色ある小規模校の運営に取り組むこととしており、現在検討している新たな高等学校再編計画案でも、こうした案を考慮した内容とすべく検討を行っているところです。

特にも地方創生の取り組みには、地元高校の存続が必要といった意見にも配慮し、近隣高校への通学が極端に困難な地域の高校などについては、特例として 1 学級であっても一定の生徒数を維持できる限りは存続させていくことなど、全県において教育の機会を保障することを含め検討しているところです。今後各市町村における地方創生の取り組みを踏まえて、市町村と地域の高校とが十分連携を図っていけるよう取り組んでいきたいと考えています。

○**小西和子委員** 全体にかかわって、岩手県に生まれたから十分な教育が受けられなかったなどということのないように、どうぞ県教育委員会の皆様方、岩手県に生まれた子供たちのために精いっぱい取り組んでいただきたいと思います。

○**高橋但馬委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**高橋但馬委員長** なければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦勞様でした。

次に、総務部関係の請願陳情の審査を行います。受理番号第 7 号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願及び受理番号第 8 号私学助成の充実強化等に関する請願、以上 2 件は関連がありますので、一括議

題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○千葉私学・情報公開課長 請願陳情受理番号第7号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願及び請願陳情受理番号第8号私学助成の充実強化等に関する請願について説明いたします。

まず、請願陳情受理番号第7号の項目1の運営費補助の増額についてですが、私立学校の振興を図ることは、本県学校教育の振興を図る上からも重要な課題であり、私立学校の経常的経費に対する助成に重点を置いてきたところです。私立学校に対する運営費補助については、生徒1人当たりの標準単価を国庫補助単価及び地方交付税単価の改定に合わせて増額してきているところです。今後とも所要の予算の確保に努めてまいります。

次に、請願陳情受理番号第7号、項目2の授業料減免補助及び入学金減免補助の拡充についてですが、本県の授業料減免補助については、高校生の場合、不慮の災害や家計急変の世帯を対象に、また高校専攻科生の場合、低所得、不慮の災害及び家計急変の世帯を対象にそれぞれ支援を行っているほか、入学金減免補助については生活保護を受けている高校生を対象に支援を行っているところです。引き続き経済的に修学が困難な生徒の支援に努めてまいります。

また、被災幼児、児童生徒に対する支援については、入学選考料、入学金、授業料、施設整備費等への補助を行うとともに、いわて学びの希望基金を活用し、高校生を対象に教科書や制服購入費、修学旅行費用を給付しているところであり、引き続き被災幼児、児童生徒の修学支援に努めてまいります。

次に、請願陳情受理番号第7号の項目3の私立高等学校等の授業料等減免補助の拡充及び請願陳情受理番号第8号、項目2の修学支援の充実強化についてですが、昨年度に国の修学支援金制度が改正され、昨年4月入学の生徒から支給対象世帯の所得制限が設けられた一方で、低所得者世帯を対象として加算金が増額されるなど、低所得者世帯への支援の充実や公私間格差の是正が図られたところです。このような国の制度改正等を背景として、昨年度授業料の県単独補助金について見直しを行ったところですが、修学支援金制度の充実により、県単事業で実施してきた授業料減免補助制度を上回る内容になったこと、また昨年度から低所得者世帯に対して、授業料以外の例えば修学旅行費に充当できる奨学のための給付金制度が創設されたことから、これらの支援制度の活用により、引き続き経済的に修学が困難な生徒の支援に努めてまいります。

また、私立高等学校の授業料については、国の修学支援金に加えて、これまでと同様に不慮の災害や家計の急変により収入が減収となった世帯に対する授業料等減免補助事業による支援とともに、被災者に対してはいわて学びの希望基金による教科書購入等の給付など、各種事業により引き続き支援に努めてまいります。

なお、私立の小中学校においても、高等学校と同様に学校運営費補助による学校への支援を通じて、教育条件の維持向上と就学上の経済的負担の軽減を図ることとしており、今



後も必要額の確保に努めてまいります。

次に、請願陳情受理番号第7号、項目4の私立学校耐震改築事業費補助を継続・拡充及び請願陳情受理番号第8号、項目3の耐震化への補助の充実等、教育環境の整備充実についてですが、私立学校施設の耐震化については、これまでも耐震診断事業費補助及び耐震改修事業費補助制度に加えて、本年度国の耐震事業に対応した県のかさ増し補助制度として、新たに耐震改築事業費補助制度を創設したところです。県では、これまでも国に対して支援制度の拡充を要望してきたところとして、国では私立学校の耐震化の促進に向けて予算の拡大、あるいは耐震補強工事等の補助や、現融資制度の拡充を図ってきていることから、これらの制度の周知、活用を促進し、耐震化による教育環境の整備充実を進めてまいります。

次に、請願陳情受理番号第7号、項目5の高等学校の特色教育補助の増額についてですが、この補助は私立高校における特色ある教育を推進するため、全国に先駆けて県単独で創設したものです。厳しい財政状況ではありますが、平成20年度以降、1億5,000万円の増額を確保したところです。県としては、各私立高等学校の建学の精神に基づく特色ある教育活動に対する支援は重要であると認識しておりますので、今後とも所要の予算の確保に努めてまいります。

次に、請願陳情受理番号第7号、項目6の国の私学助成制度の充実及び請願陳情受理番号第8号、項目1の国庫補助制度の堅持、充実についてですが、国の私学助成の大きな柱である私立高等学校等経常費助成費補助金の生徒1人当たりの単価については、平成28年度、文部科学省予算の概算要求において増額要求されております。また、国の過疎高等学校特別経費補助の生徒1人当たり単価については、平成28年度概算要求において、本年度と同額での要求がなされております。

修学支援金制度については、政府予算提言要望や全国知事会等を通じまして要望を行っておりまして、今後とも要望活動を続けてまいります。

○高橋但馬委員長 これらの請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○斉藤信委員 いろいろ説明があつたけれども、ぜひこの請願に対する現状や県の取り組み状況を資料で出してほしい。ほかの請願は、きちんと資料を出して説明されています。そのことを要求した上で聞きますが、運営費補助の現状、岩手県は東北6県でどういう水準になっているのか、これが第1点。

第2点は、請願の前文にも書いているのだけれども、岩手県単独の授業料助成は削減され続けと書いているのです。支援金制度が導入されたのだけれども、それ以前はどういう県単の助成額で、それが今どうなっているのか。私は、国の制度が導入されたとしても、やっぱり県がやってきたことは、さらに拡充に回すというのが本来の筋なのではないのかと思います。請願者は、支援分を差し引いても初年度納入金が約40万円。入学金を除いても約25万円の保護者の学費負担が残ると。県立高校の場合、基本的には授業料全額無料が圧倒的多数ですが、私学はそうならない。私学の場合は、恐らく半分弱程度でしょうか。

私学は無償化になっていないわけだから、そういう点で、県単の助成は削減せずに、その拡充に回すべきだと思うけれども、どうなっているのか示していただきたい。

それと、私立学校耐震改築助成費事業費補助の継続、拡充を求めています、実態として、これは継続、拡充になっているのか。

もう一つは、私学の耐震改築が必要な学校数、耐震診断の状況はどうなっているのか示してください。

それと、特色ある学校づくり推進事業は、一度減らしたけれども、その後は1億5,000万円で維持しているという説明ですね。2005年度がピークのようなのですが、このときは幾らだったのでしょうか。

**○千葉私学・情報公開課長** まず、私立学校運営費補助の東北6県の比較ですけれども、高等学校の場合、実質的な補助単価で計算すると、本県は1人当たり33万9,940円の補助となっており、東北では3番目の補助となっております。

次に、授業料の県単補助を、本来もっと拡充すべきではないかということですが、その制度の中身ですけれども、平成25年度まで行っていた県単事業は、市町村民税の所得割が非課税の世帯は1人当たり月200円程度、所得額が年間350万円未満程度の世帯については、一月2,150円程度の補助を行っておりましたが、修学支援金そのものが県の基準を上回っており、月額で最高2万4,750円を補助することができるようになったことから、県単補助を廃止したものです。

その財源については、先ほど若干触れましたが、奨学のための給付金制度が設けられまして、市町村民税所得割の非課税世帯に対して、1人目であれば1人年額3万9,800円の補助、2人目の生徒がいれば13万8,000円ということで、昨年度の実績で3,011万5,000円ほどの補助を行っております。県単補助を行っていた平成25年度から昨年度、実質減った額が400万円程度でしたが、それに対して奨学のための給付金は3,000万円を超える額の補助を行っており、低所得といいますか、経済的に困難な世帯に対する給付を強めている状況にあります。

次に、耐震改築の実態について、全体の数字で申し上げますと、小中高と幼稚園を合わせて、昭和56年以前の診断が必要とされるものが51棟あり、うち診断済みのものは19棟です。耐震診断の実施率は37.3%で、19棟のうち耐震性ありが15棟です。ということで、昭和57年以降に建設されたものも含めると、耐震化率が72.5%という実態になっております。

次に、特色教育補助のピークですけれども、平成11年から平成17年に3億2,000万円ほどの予算額でした。

**○斉藤信委員** 本当にわかりにくい説明なのだけれども、平成25年度まで県単の授業料助成の年間総額は幾らだったのですか。そして、奨学のための補助3,000万円というのは、県が単独で出しているお金ですか。県の単独助成について聞いているのです。県の単独助成がふえたのか、減ったのか。ほかのところではふえたというならふえたと。国とごっちゃ

にしないで、ちゃんと答えてください。

それと、耐震診断の問題については、19 棟を診断して 15 棟は耐震性があつたということですか。そうすると、診断されていないのが多数だから、それを含めて 72.5%が診断も耐震性も未定だということですか。

○千葉私学・情報公開課長 まず、耐震性の問題ですけれども、72.5%が耐震化されているということです。

あと、授業料減免の実績ですが、これについては低所得者世帯……

〔斉藤信委員「そうでなくて、僕が聞いたのは県単助成額は幾らだったのか。それが減らされたのではないかということ。」と呼ぶ〕

○千葉私学・情報公開課長 (続) 県単助成額ですけれども、平成 25 年度は 1,327 万 7,000 円余、平成 26 年度は 917 万 3,000 円余です。比較すると、実績で平成 25 年度から平成 26 年度で 410 万 4,000 円余の減となっております。

あと、奨学のための給付金ですけれども、確かに県単独の事業ではありませんで、国庫が 3 分の 1 入っております。2,000 万円余が県の一般財源になっております。

○斉藤信委員 確認したいのだけれども、県単の授業料減免は 400 万円減つたということですね。一方で、奨学のための補助については、新たに県が 2,000 万円支出をしている。全体とすれば、私学助成は総額ではふえたと理解していいですか。

○千葉私学・情報公開課長 斉藤委員のおっしゃるとおりです。

○高橋但馬委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 ほかになければ、これらの請願の取り扱いを決めたいと思います。まず、受理番号第 7 号私学助成を拡充させ、教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願の取り扱いはいかがにいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

次に、受理番号第 8 号私学助成の充実強化等に関する請願の取り扱いはいかがにいたしますか。

〔「採択」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 採択との意見がありますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認め、よって本請願は採択と決定いたしました。

ただいま採択と決定した請願につきましては、国に対して意見書の提出を求める項目がありますので、今定例会に委員会発議したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認め、さよう決定します。

それでは、意見書の文案を検討いたします。なお、ただいま採択されました2件の請願は関連がありますので、意見書はまとめたいと思っております。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○高橋但馬委員長 ただいまお手元に配付いたしました意見書案をごらんいただきたいと思っております。これについて御意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 なければ、これをもって意見交換を終結します。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定しました。なお、文言の整理等については当職に御一任願います。

以上をもって、総務部関係の付託案件の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○齊藤信委員 1点だけ。国立大学運営交付金の削減が財務省から出されて、このまま推移すれば大変な授業料値上げになる。岩手大学の学長も記者会見されていました。国立大学協会、全国の国立大学が、本当に危機感を持って反対の声を上げていますが、国立大学の運営交付金が減らされれば、当然公立大学への影響が出てくると思いますが、この動きを県としてはどう受けとめているのか。県立大学では、どういう検討や議論がされているのか、このことについてだけお聞きします。

○藤澤総務室管理課長 県立大学の授業料は、国立大学に準拠して定めております。先般の報道等によると、国立大学では国からの交付金が減らされる。それに伴って、授業料が値上げされる可能性も出てくるということですが、県立大学は平成28年度までが第2期目標期間で、平成29年度から第3期目標期間になりますけれども、今後その検討に合わせて運営交付金等をどれくらいにするかという検討もされる予定です。当然その中で、授業料等についても、国を参考にしながら考えていく予定です。

○齊藤信委員 国立大学の運営交付金の削減というのは本当に深刻で、大学教育の危機だと言われるような状況です。特に今回は大学で収入をふやしなさいと言われていますが、大学で収入をふやすといたら授業料値上げしかない。今でさえ授業料は1年53万円余です。これを数十万円、倍近く上げざるを得ないという試算です。大学教育、教育費の削減というのは世界の中でも異常ですから。公立大学もそれに準拠するというのであれば、本

当と一緒にあって声を上げて、淡々と話すのではなくて、危機感を持ってやらないと、県立大学の場合は国立大学以上に低所得者の学生が入っているのが実態だと思うのです。そういう意味でも、公立大学協議会みたいなものがあると思うけれども、そういうところでの対応はないものなのですか。

○藤澤総務室管理課長 公立大学にも全国的な組織等があるかと思えますけれども、現時点では国立大学の動向をしっかりと見てまいりたいと思っております。

○高橋但馬委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 なければ、これをもって総務部関係の審査を終わります。総務部の皆様は退席されて結構です。御苦勞様でした。

委員の皆様には次回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋但馬委員長 再開いたします。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、1月に予定しております閉会中の委員会についてであります。所管事務の調査を行いたいと思っております。調査項目については、新しい高等学校再編計画についてといたしたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議ないようですので、さよう決定いたしました。なお、詳細については当職に御一任願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。